

犬山市国土強靭化地域計画

令和2年10月

犬山市

はじめに

我が国は、これまで度重なる大規模自然災害の発生により甚大な被害を受け、その都度、長期間による復旧・復興を強いられてきました。これらの経験を踏まえ、平時から大規模自然災害に対し、最悪の事態を念頭に置いた備えを行い、長期的な視点から地域づくりを着実に実施する必要があります。

こうした中、国においては、平成25年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」が公布・施行され、国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定めされました。

平成26年6月には、国土強靭化基本法に基づき、国土強靭化に関する国の計画等の指針となる「国土強靭化基本計画」とともに「国土強靭化アクションプラン」を策定し、国土強靭化に関する施策を推進し、政府一丸となって強靭な国づくりを進めています。

また、愛知県においては、平成28年3月に、県の強靭化に関する施策を、国全体の国土強靭化施策との調和を図りながら、国や県内市町村、民間事業者などの関係者相互の連携のもと、総合的、計画的に推進する指針として「愛知県地域強靭化計画」を策定しています。

本市においては、南海トラフ地震等の発生が危惧されるとともに、近年は台風の大型化や局地的な集中豪雨の発生による風水害や土砂災害の発生も懸念されています。

こうした背景を踏まえ、今後本市において起こりうる様々な大規模自然災害のリスクと最悪の事態を想定し、事前に備え、国や県と一体となった取組を推進し、大規模自然災害が起きても機能不全に陥らず、迅速な復旧・復興を可能とする「強靭なまち」を作り上げるために、本市の強靭化に関する指針となる「犬山市国土強靭化地域計画」を策定しました。

今後は、本計画を基本として、迫り来る南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害等から市民の生命と財産を守るため、国、県、近隣自治体のほか、地域や民間団体、市民とも連携しながら、強靭化の取組を進めていきます。

目 次

第1章 計画の策定趣旨、位置づけ

1 計画の策定趣旨	1
2 計画の位置づけ等	1
(1) 計画の位置づけ	1
(2) 対象とする区域	2

第2章 犬山市の地域特性等

1 犬山市の地域特性	3
(1) 地形	3
(2) 人口動向	5
(3) 産業特性	6
(4) まちの現状	6
(5) 社会資本の老朽化	6
2 犬山市に影響を及ぼす大規模自然災害	7
(1) 想定するリスクの設定および被害の想定	7
(2) 地震により想定される被害	7
(3) 風水害（豪雨、暴風、洪水）により想定される被害	9
(4) 土砂災害により想定される被害	14
(5) ため池の破堤により想定される被害	15

第3章 犬山市の強靭化の考え方

1 犬山市国土強靭化地域計画の基本目標	16
2 犬山市の強靭化を進める上での留意事項	16

第4章 犬山市の脆弱性評価と強靭化の推進方針

1 脆弱性の評価	17
(1) 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態の設定	17
(2) 施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定	18
(3) 脆弱性の評価及び評価結果	18
2 推進すべき施策の方針	20
(1) リスクシナリオごとの施策の方針	20
(2) 施策分野ごとの施策の方針	34
① 個別施策分野	34
② 横断的分野	40

第5章 計画推進の方策

(別紙) 脆弱性評価結果

1	リスクシナリオごとの脆弱性評価結果	4 3
2	施策分野ごとの脆弱性評価結果	5 7
(1)	個別施策分野	5 7
(2)	横断的分野	6 3

第1章 計画の策定趣旨、位置づけ

1 計画の策定趣旨

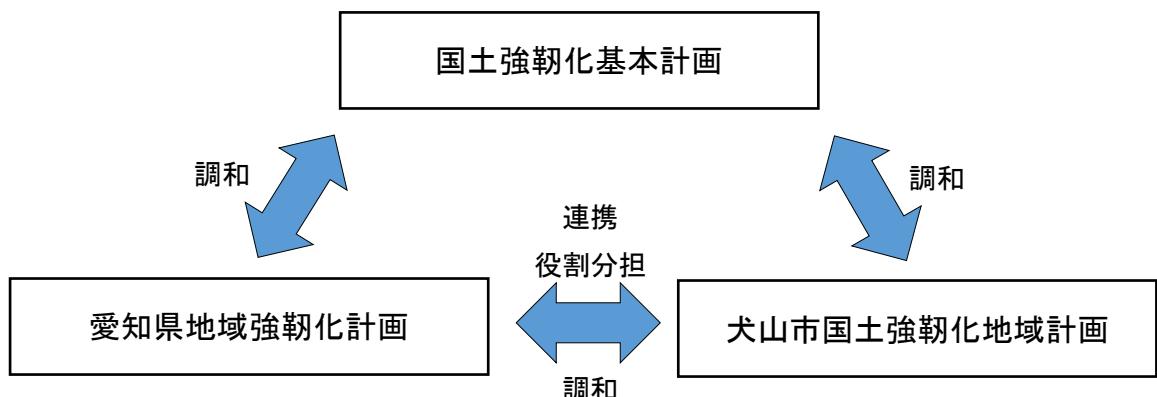
平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行され、平成26年6月には基本法に基づき、国土強靭化に関する他の計画等の指針となる「国土強靭化基本計画」（以下「基本計画」という。）が策定されました。

「犬山市国土強靭化地域計画」は、今後、国の国土強靭化政策や愛知県の強靭化に関する施策との調和を図りながら、国・県・近隣自治体、地域や民間団体、市民といった関係者相互の連携のもと、大規模自然災害が起きた場合でも機能不全に陥らず、迅速な復旧・復興を可能とする「強靭な地域」をつくりあげるために、本市の強靭化に関する指針として策定し、取組を推進するものです。

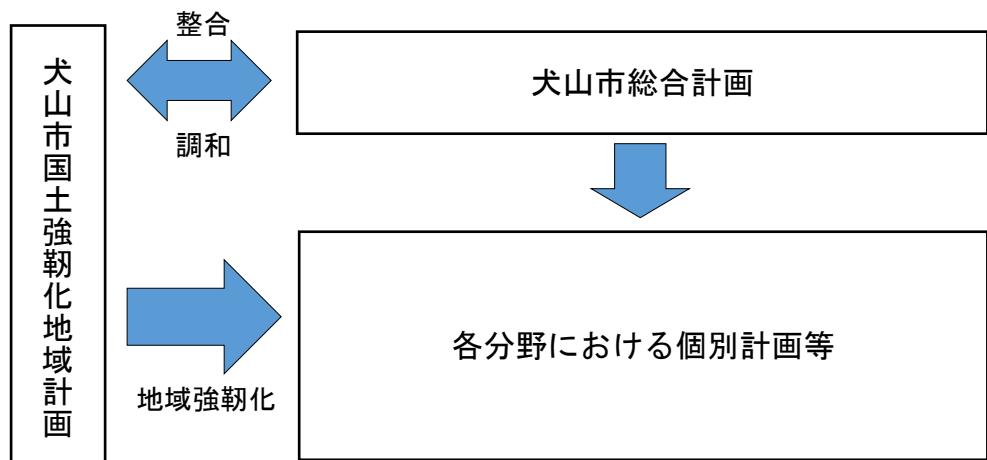
2 計画の位置づけ等

（1）計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靭化地域計画として策定し、基本計画との調和や愛知県地域強靭化計画との連携及び役割分担・調和を図ります。



また、本計画は、「犬山市総合計画」との整合・調和を図るとともに、地域の強靭化に係る部分について、本市が有する様々な分野の計画等の指針となる性格を有するものです。



(2) 対象とする区域

本計画の対象区域は犬山市全域とします。

ただし、広域にわたる大規模自然災害が発生した場合など、広域連携が必要になることが考えられるため、国、県、近隣自治体等との連携・協力も考慮した内容とします。

第2章 犬山市の地域特性等

1 犬山市の地域特性

(1) 地形

本市は、明治から数次の合併を経て、昭和29年4月1日に犬山町、城東村、羽黒村、楽田村、池野村の1町4村が合併し、現在に至っております。

愛知県の北西部に位置し、北は木曽川を隔てて岐阜県各務原市・坂祝町、東は岐阜県可児市、多治見市、南は春日井市、小牧市、西は大口町、扶桑町に接しています。

地勢は、東部に山地があり、西から西南方にかけて平野が開けています。平野は北が高く、羽黒、楽田の方向へと低くなっています。市の西半域は標高30m余から55m余の沖積低地及びこれに続く犬山台地と呼ばれる洪積台地低位段丘地域で形成されています。東半域は、標高130mから200mで、一方北から東にかけて美濃山地、尾張丘陵、愛岐丘陵、南東に尾張山地が広がる低山地域からなっています。

尾張山地の山並みは、尾根や谷の多くが東西方向に延び、西に向かって開口したU字形の谷が発達しており、この山地を形成した地層は中・古生代で、硬いチャートが露出した尾根となっています。基盤岩類の地質構造区分によると、美濃帯と呼ばれ、尾張山地はこの範疇に入ります。

尾張東部の丘陵は、瑞浪層群といわれる地層から成り立ち、浸食されやすい瑞浪層群が分布する地域では、浸食谷を形成し弧状の谷が発達していますが、これに対する瀬戸層群は浸食されにくく、地形が明瞭です。前者は第三紀中新世の中新統で、後者は、第三紀鮮新世の東海層群に入りますが、丘陵地は保水力が弱く、土質も良質でないために植生も雑木林程度となります。

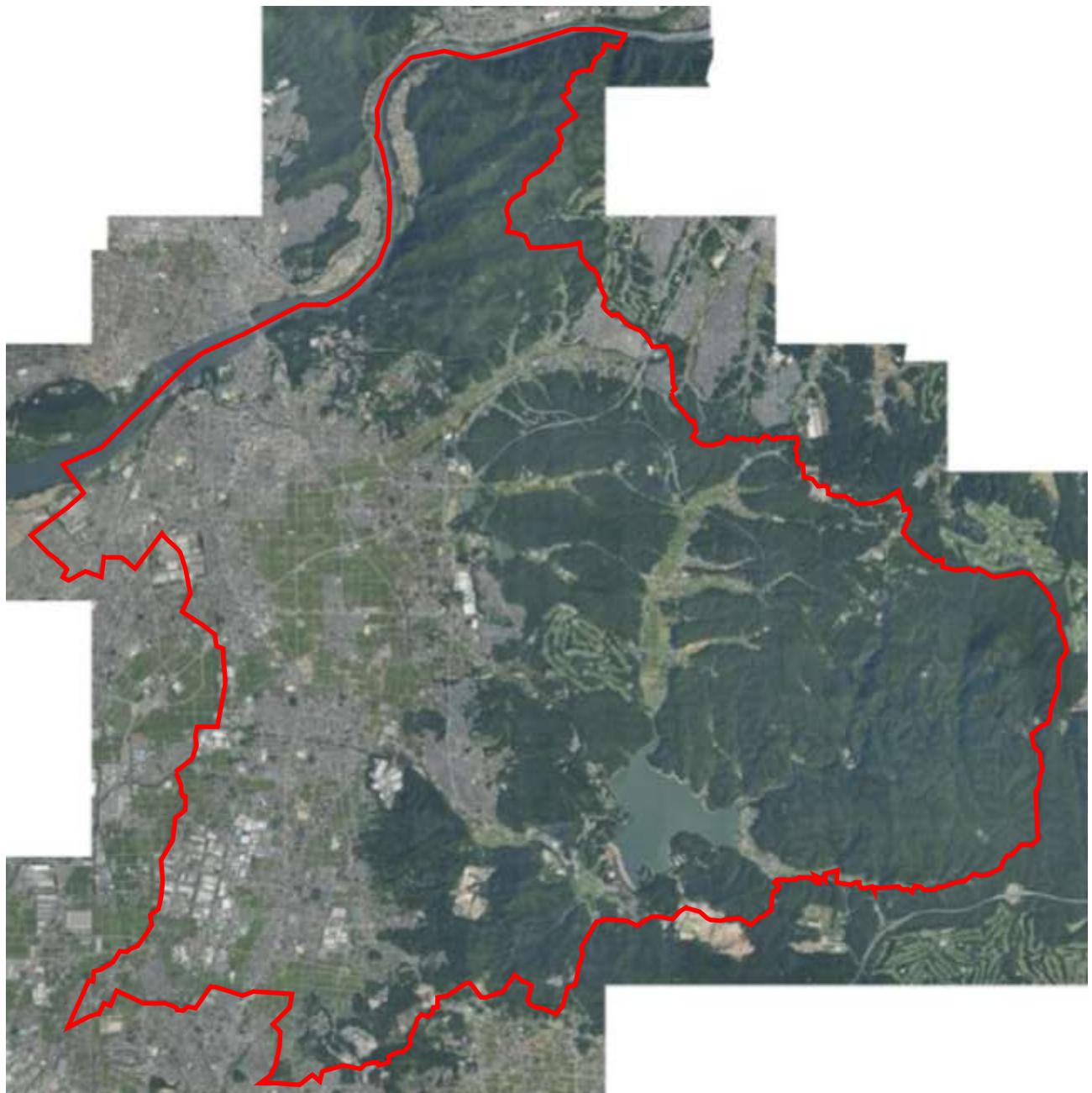
犬山、小牧、春日井の市街地がある河岸段丘は、氷河期の海進・海退の影響や地盤の傾動隆起に起因したもので、犬山城下の西側から南方へ延びた急斜面はその証左であり、この段丘面は平坦な地形をなしていますが、洪積世の砂礫が堆積した河岸段丘は、更新世中期から後期に対比され、また、木曽の御嶽火山の噴出物を伴った約5万年前の木曽川泥流が犬山城付近にみられます。

犬山市継鹿尾から丸山、伏屋、可児市石原にかけて分布する暗灰色凝灰質シルト岩角礫岩は、シルト岩やチャートの角礫を含んでおり、これが風化して白色の細粒となってみられ、城東地区では、チャート、粘板岩、砂岩、ホルンフェルスの礫や濃飛流紋岩、砂岩、シルト岩などの礫から地層が形成されています。

犬山扇状地の東側に広がる一段と高い段丘は、第四紀の洪積世中位段丘の熱田層から、下位段丘の小牧面と呼ばれる小牧礫層、次いで低位段丘の鳥居松礫層がのっています。鳥居松層は、愛知県営名古屋空港辺りから尾張東北部まで入り込んで、沖層地の砂質土を被覆し、チャート、石英、ホルンフェルスで構成された礫層で、粗質土は基質です。この鳥居松層よりも一段と高い段丘が小牧礫層で、その範囲は小牧から犬山市街地

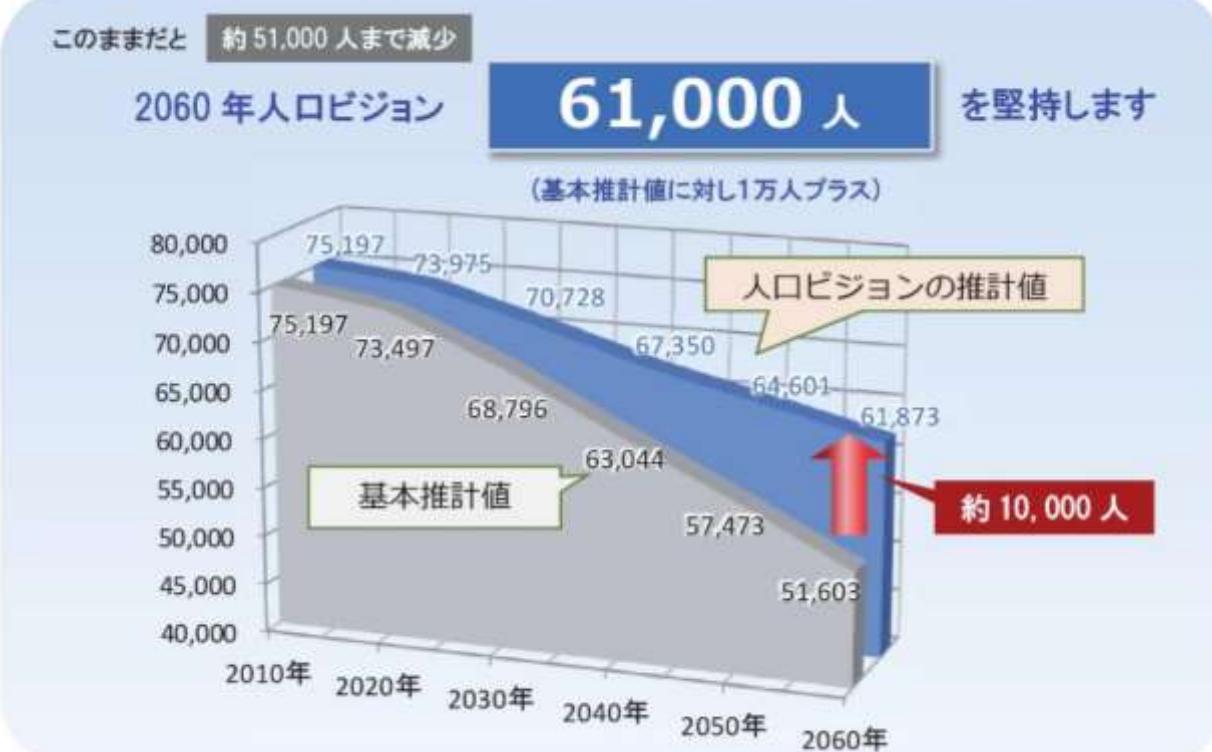
まで及んでいます。

【犬山市の空撮図】



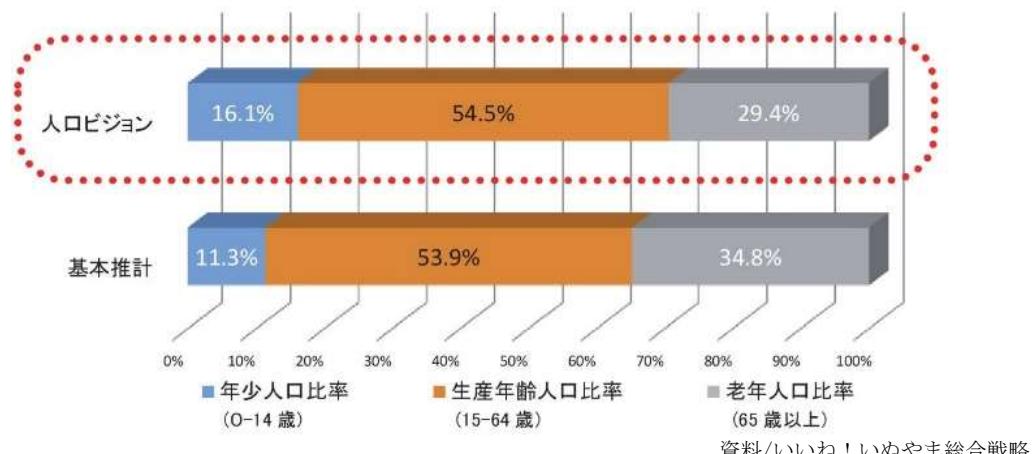
(2) 人口動向

住民基本台帳によると、本市の総人口は、平成 31（2019）年 3 月 31 時点で 74,007 人となっており、平成 21（2009）年の 75,864 人をピークに減少傾向が続いている。平成 28（2016）年 3 月に策定した「いいね！犬山総合戦略」では、将来の人口を推計すると、このまま何も手を打たなければ 2060 年に人口約 51,000 人と予測しており、持続可能なまちづくりを進めるために人口減少の改善が必要で、2060 年人口ビジョン 61,000 人を堅持するとしています。



資料/いいね！いぬやま総合戦略

また、年少人口（0 歳～14 歳）、生産年齢人口（15 歳～64 歳）、老人人口（65 歳以上）の年齢 3 区別人口では、年少人口割合、生産人口割合は減少傾向、老齢人口は増加傾向にあります。「いいね！犬山総合戦略」では、2060 年人口ビジョン 61,000 人を達成することで、少子高齢化の傾向に歯止めをかけ生産年齢人口の維持につなげることにより行政サービスを維持し、持続可能な町が実現するとしています。



(3) 産業特性

本市の農業は、水稻や桃・柿などの果樹を中心に行われています。農地は市域の 20%弱を占めており、これまでには場整備により農業生産基盤の整備を進めてきました。

工業については、昭和 41 年（1966 年）から羽黒・楽田地区において、また、平成 15 年（2003 年）から高根洞地内において工業用地の分譲を開始し、企業誘致を積極的に促進してきました。「平成 26 年経済センサス-基礎調査」によると、製造業に携わる事業所数は 393 となっています。小規模企業者と呼ばれる従業員数 20 人以下の事業所数は 303 あり、市内事業所の多くが小規模企業者となっています。

商業については、平成 26 年（2014 年）の商業統計調査によると商店数 431 で従業員数 3,003 人、年間商品販売額 798 億 2,000 万円となっています。

観光については、観光客の約 60%が県内から、約 80%が中部地方からを占めており、その多くが日帰りで訪れています。「愛知県 観光レクリエーション利用者統計」によると、平成 31 年（2019 年）の年間観光客数は、553 万人となっています。

(4) まちの現状

本市の面積は 74.90 km²で、そのうち約 14%の 10.57 km²が市街化区域となっています。用途地域構成は、第 1 種住居地域が 32.4%で最も大きな割合を占め、次いで第 1 種低層住居専用地域が 13.2%となっており、住居系用途地域が約 7 割と大半を占めています。商業系用途地域は約 1 割、工業系用途地域は約 2 割となります。

(5) 社会資本の老朽化

本市が保有する公共建築物は 100 施設以上にのぼり、昭和 56 年（1981 年）以前に建設された旧耐震基準に基づくものが 7 割程度を占めており、施設の老朽化が課題となっています。

また、道路や橋梁をはじめとするインフラ施設についても、老朽化による施設更新に対し、施設の長寿命化や適切な管理が求められています。

このため、これらの施設を総合的かつ計画的に管理を行っていくための方針を定めた「犬山市公共施設等総合管理計画」を平成 29 年 3 月に策定し、公共建築物やインフラ施設のマネジメントを推進しています。

2 犬山市に影響を及ぼす大規模自然災害

(1) 想定するリスクの設定および被害の想定

本市に被害が生じる大規模自然災害全般〔地震、風水害（豪雨、暴風、洪水）、土砂災害〕を対象とします。

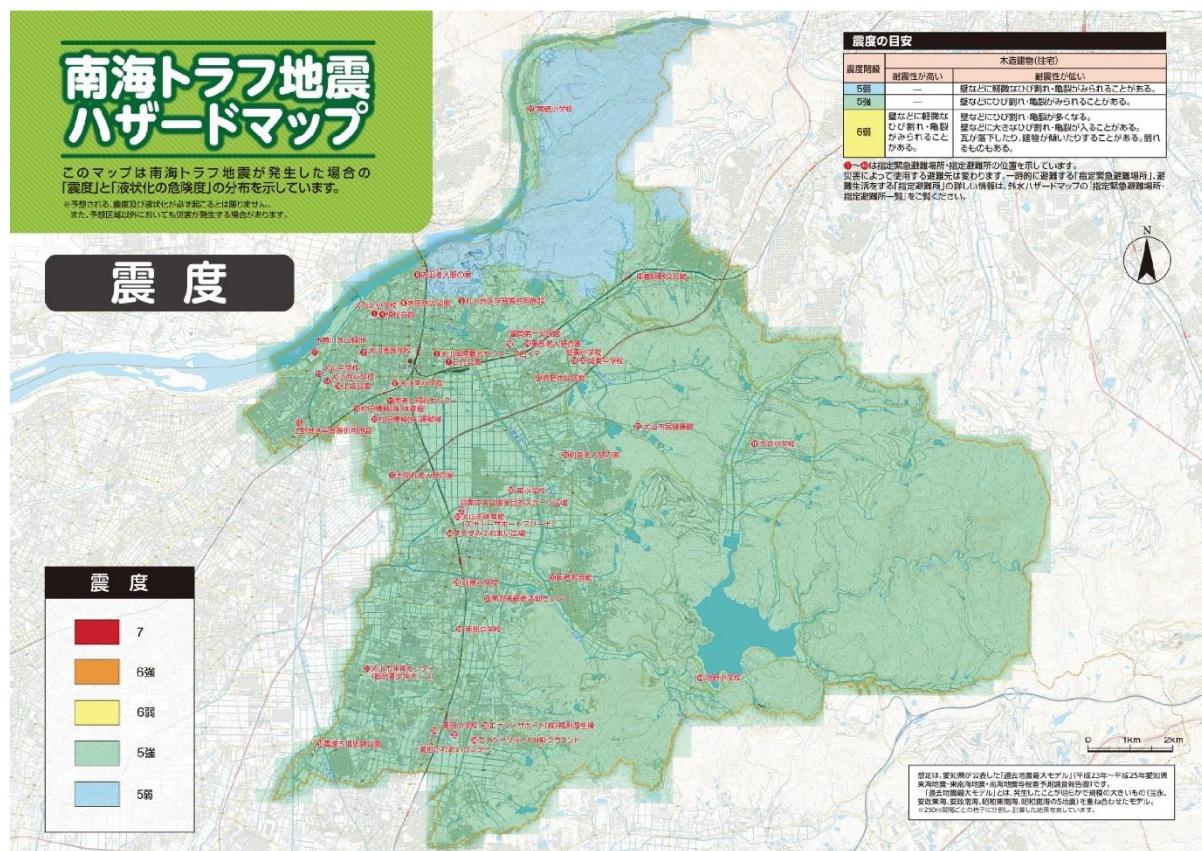
なお、地震、洪水など具体的な被害想定がある災害はこれを用い、その他の災害は過去の災害事例等を参考に想定します。

(2) 地震により想定される被害

「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」による、南海トラフで繰り返し発生している地震のうち、発生したことが明らかで規模が大きい5つの地震（宝永、安政南海、安政東海、昭和東南海、昭和南海）を重ね合わせたモデルから被害を想定します。

①震度分布

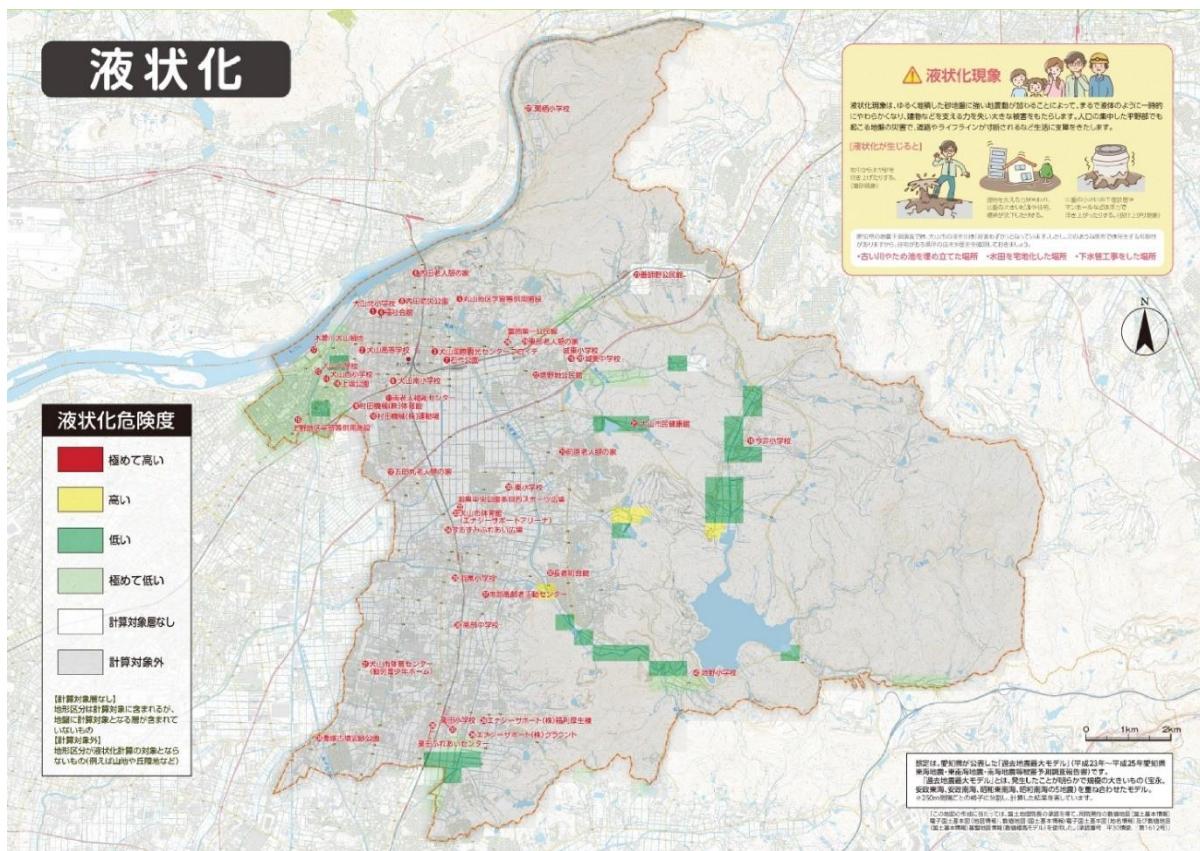
市北部の山地が震度5弱と想定されるほかは、市内の大半が震度5強、一部地域では、震度6弱となると想定されています。



資料/南海トラフ地震ハザードマップ（震度）

②液状化危険度分布

市北西部の木曽川沿いを始め、河川沿いの一部において液状化の危険度が「低い」若しくは「極めて低い」とされているほかは、市内の大半が液状化の計算の対象とならない地形と想定されています。



資料/南海トラフ地震ハザードマップ（液状化）

③建物被害・人的被害

建物被害については揺れによる倒壊が約 10 棟と想定されており、人的被害についてはわずかと想定されています。

【建物被害・人的被害想定結果】

区分		被害想定
建物被害 【全壊・焼失棟数】	揺れ	約 10 棟
	液状化	被害わずか
	急傾斜地崩壊等	被害わずか
	火災	被害わずか
	合計	約 10 棟
人的被害 【死者数】	建物倒壊	被害わずか
	急傾斜地崩壊等	被害わずか
	火災	被害わずか
	ブロック塀・自販機の転倒など	被害わずか
	合計	被害わずか

④ライフライン被害

上水道の断水人口が約 65,000 人と想定されるほか、下水道の機能支障、電力停電、電話不通、LPガス機能支障が想定されています。

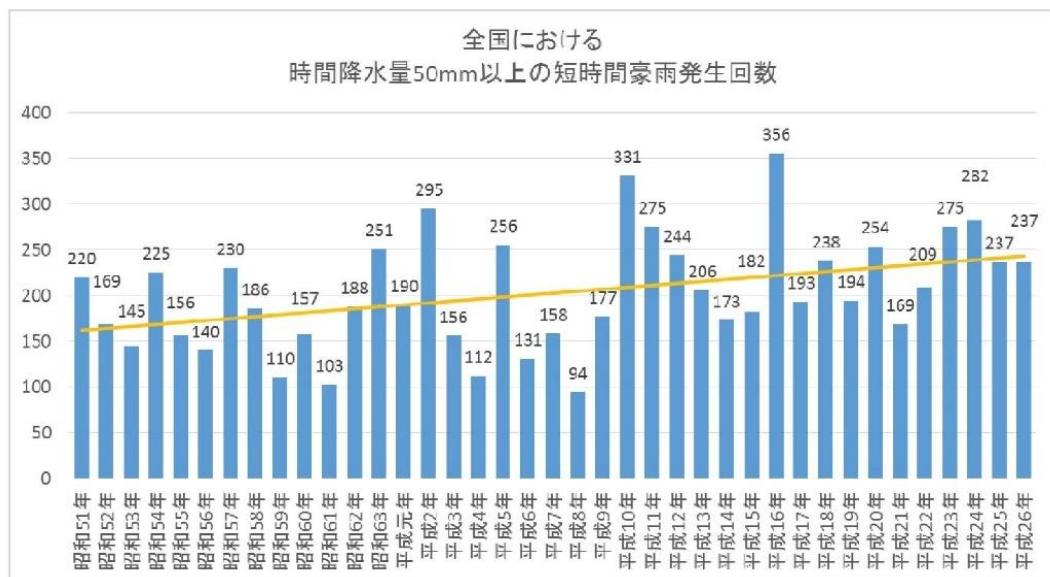
【ライフライン被害想定結果】

区分	被害想定
上水道の断水人口	約 65,000 人
下水道の機能支障人口	約 800 人
電力停電軒数	約 36,000 軒
固定電話不通話回線数	約 9,700 回線
携帯電話停波基地局数	約 80%
L P ガス機能支障世帯数	約 70 世帯

(3) 風水害（豪雨、暴風、洪水）により想定される被害

①豪雨により想定される被害

近年では、時間降水量 50mm 以上の短時間豪雨の発生回数が増加しており、雨の降り方が局地化、集中化しています。



資料/愛知県地域強靭化計画

短時間豪雨により水路から水があふれたり、川が満水で排水できなくなり家屋や道路が浸水する被害が想定されます。

本市では次の条件に基づきコンピューター解析により求められた浸水予想区域とその水深を内水ハザードマップとして公表しています。

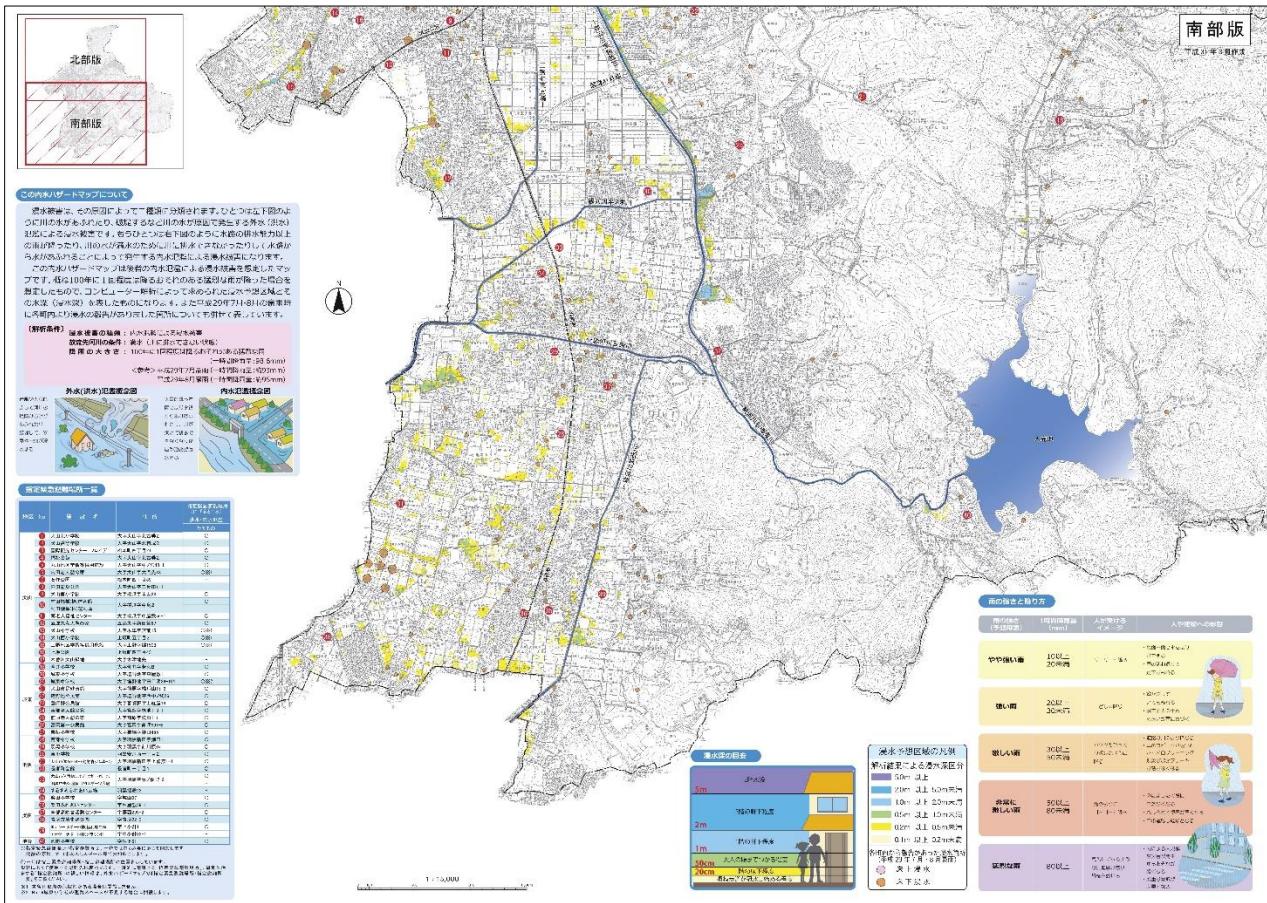
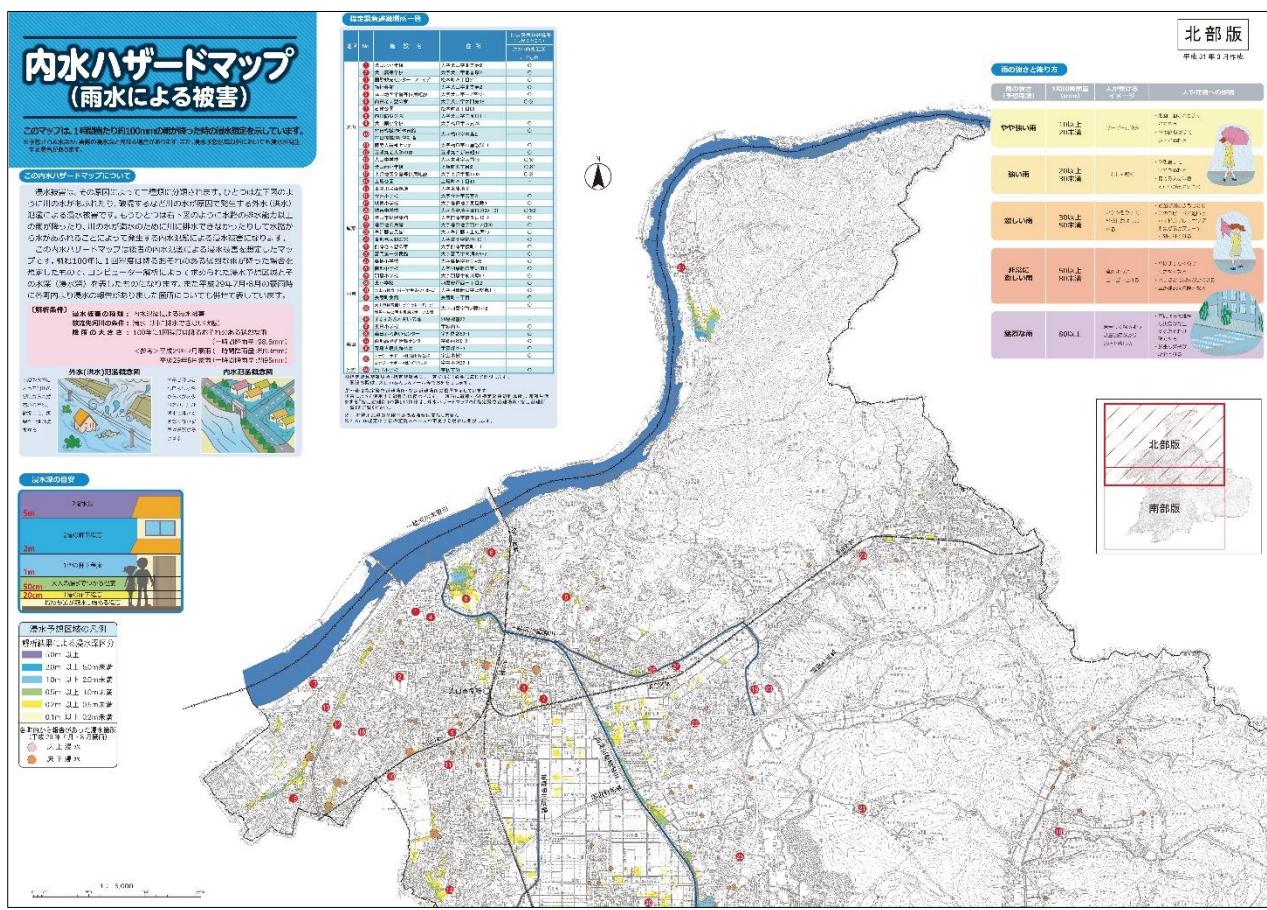
[解析条件]

浸水被害の種類 : 内水氾濫による浸水被害

放流先河川の条件 : 満水（川に排水できない状態）

降雨の大きさ : 100 年に 1 回程度は降る恐れのある猛烈な雨

(1 時間降雨量 : 98.6mm)



資料/内水ハザードマップ（雨水による被害）

②河川の氾濫により想定される被害

水防法に基づき、洪水により重大な被害を生じる恐れがある河川は洪水予報河川、水位周知河川に指定されています。本市では洪水予報河川に木曽川が指定されており、水位周知河川はありません。木曽川については、国土交通省から「木曽川水系洪水浸水予想想定区域図」が令和2年4月24日に公表されています。想定は2日間総雨量527mmの想定最大規模の降雨量により計算されています。



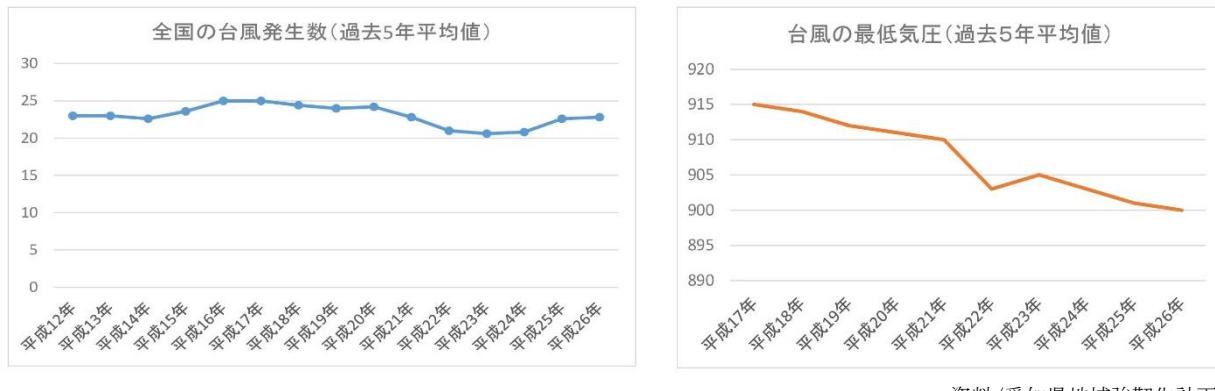
資料/外水ハザードマップ (河川による被害) ④木曽川

また、水防法で指定された河川ではありませんが、浸水リスク情報の空白地帯をなくすために、愛知県が郷瀬川・新郷瀬川についても「木曽川水系郷瀬川・新郷瀬川浸水予想図」を公表しています。郷瀬川流域で24時間総雨量312mmの降雨量の想定で計算されています。さらに、令和2年4月10日には、24時間総雨量790mmの想定最大規模の降雨量で計算された浸水予想図も公表されました。



③台風による被害

近年の台風の発生回数は、約 20~25 回で一定していますが、年間で最も強い勢力の台風が示した最低気圧の値を過去 5 年平均として経年変化を分析しますと年々平均気圧が低下しています。



資料/愛知県地域強靭化計画

【犬山市における台風による被害】

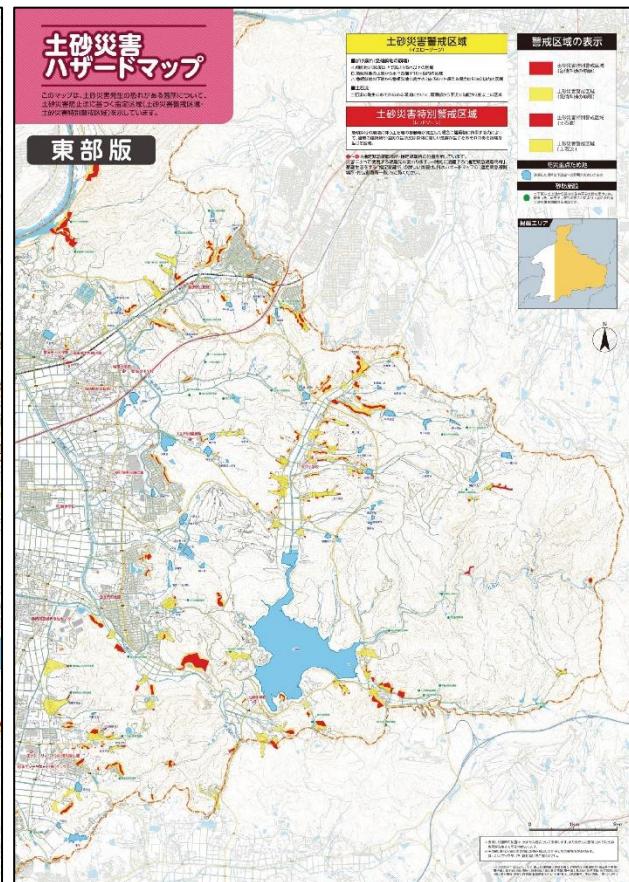
年月日	台風	市の被害状況
昭和 34 年 9 月 26 日～27 日	台風第 15 号 (伊勢湾台風)	死者 5 人、負傷者 124 人、全壊家屋 170 棟、半壊家屋 641 棟、床下浸水 31 棟
昭和 42 年 9 月 16 日～17 日	台風第 20 号	半壊家屋 3 棟、一部破損 19 棟
昭和 51 年 9 月 8 日～13 日	台風第 17 号	床上浸水 8 棟、床下浸水 227 棟、道路破損 14 ヶ所、崖崩れ 8 ヶ所
昭和 58 年 9 月 27 日～28 日	台風第 10 号	床上浸水 9 棟、床下浸水 12 棟
平成 3 年 9 月 19 日～20 日	台風第 18 号	一部破損 2 棟、床下浸水 45 棟
平成 10 年 9 月 21 日～23 日	台風第 7、8 号	負傷者 2 人、半壊家屋 4 棟、一部破損 7 棟
平成 23 年 9 月 20 日	台風第 15 号	床下浸水 1 棟、土砂崩れ等 13 ヶ所、法面崩れ 2 ヶ所、道路冠水 4 ヶ所

(4) 土砂災害により想定される被害

県が土砂災害防止法に基づき基礎調査を行い、土砂災害の恐れがある区域を「土砂災害警戒区域」に、また、特に大きな被害が生じるおそれがある区域を「土砂災害特別警戒区域」に指定しています。本市では、かけ崩れによる土砂災害警戒区域が230箇所、そのうち212箇所が土砂災害特別警戒区域に指定されているほか、土石流による土砂災害警戒区域が86箇所、そのうち60箇所が土砂災害特別警戒区域に指定されています。



資料/土砂災害ハザードマップ（西部版）



資料/土砂災害ハザードマップ（東部版）

(5) ため池の破堤により想定される被害

犬山市には堤高 25.7m、堤長 724.1m、有効貯水量 1,518 万m³の全国最大規模の農業用ため池「入鹿池」があり、2010 年に農林水産省の「ため池百選」に選定、2015 年には「世界かんがい施設遺産」に認定されました。

この入鹿池に関する大規模な災害は、1868年5月、長雨による堤防の決壊により「入鹿切れ」が発生し、流れ出た水は北名古屋市まで到達し、犠牲者は1,000名と言われています。

また、入鹿池は、耐震診断により想定される大規模地震(南海トラフ地震等)に対する耐震性能を有しているため池ですが、「万が一」を想定し、令和2年5月13日に愛知県から浸水想定区域図が公表されています。この浸水想定区域図は、ため池が満水状態の時に堤体が破堤し、貯水量の全量(約1,500万m³)が短時間に流出するという条件でシミュレーションを行い、浸水区域と最大浸水深及び到達時間を一つの図面に表したものです。



第3章 犬山市の強靭化の考え方

1 犬山市国土強靭化地域計画の基本目標

基本計画及び愛知県地域強靭化計画、基礎自治体の役割などを踏まえ、次の4つを基本目標とします。

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること
- IV 迅速な復旧復興を可能にすること

2 犬山市の強靭化を進める上での留意事項

基本計画で示されている基本的な方針を踏まえ、本市の強靭化を進める上で次の事項に留意しながら取り組みます。

- ・本市の強靭化を損なう原因が何かをあらゆる側面から検証し、取組みを促進
- ・短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取組みを推進
- ・ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進
- ・非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効活用されるよう工夫
- ・地域における強靭化を推進する担い手が適切に活動できる環境の整備
- ・女性、高齢者、子ども、障害者、外国人、性的少数者等への配慮

第4章 犬山市の脆弱性評価と強靭化の推進方針

1 脆弱性の評価

基本目標を達成するための必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価を行い、本市の強靭化の現状と課題を分析し、対応策を検討しました。

(1) 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態の設定

脆弱性評価にあたり、愛知県地域強靭化計画をもとに、本市の地域特性を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」と35の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定しました。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる	1-1	建物等の大規模倒壊や住宅密集地区における火災による多数の死傷者の発生	
	1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	
	1-3	大規模地震や異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水での多数の死傷者の発生	
	1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	
	1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域の同時発生	
	2-3	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	
	2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	
	2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生による都市の混乱	
	2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	
	2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化	
	3-2	行政機関、行政職員等の被災による機能の大幅な低下	
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	
5 大規模自然災害発生後であっても経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	
	5-2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	
	5-3	基幹的交通ネットワークの機能停止	

		5-4	食料等の安定供給の停滞
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・ガスサプライチェーンの機能停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる機能停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
		6-5	避難所の機能不足等により避難者の生活に支障が出る事態
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	沿線・沿道の建物破壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-3	ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出
		7-5	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8	大規模自然災害発生後であっても、人口や企業の流出を回避し、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、労働者、地域に精通した技術者等）や物資等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5	被災者の住居確保等の遅延により生活再建が遅れる事態

(2) 施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定

愛知県地域強靭化計画において設定された施策分野をもとに、以下のとおり①～⑪の「個別施策分野」及び⑫の「横断的分野」を設定しました。

個別施策分野		横断的分野
①行政機能／消防等	⑦交通・物流	①リスクコミュニケーション
②住宅・都市	⑧農林水産	②老朽化対策
③保健医療・福祉	⑨地域保全	③産官民・広域連携
④エネルギー	⑩環境	
⑤情報通信	⑪土地利用	
⑥産業・経済		

(3) 脆弱性の評価及び評価結果

国が実施した評価手法や「国土強靭化地域計画策定ガイドライン」を参考に、本市に

おける脆弱性の分析・評価を実施しました。

具体的には、35のリスクシナリオごとに本市が取り組んでいる施策について、その取組状況や現状の課題を分析するとともに、進捗が遅れている施策や新たな施策の必要性について検討し、脆弱性調査として整理しました。次に、施策分野についても同様の分析評価を行いました。

なお、評価結果については、リスクシナリオごと、施策分野ごとに分けて「脆弱性評価結果」としてまとめました。

2 推進すべき施策の方針

脆弱性評価を踏まえ、本市における地域強靭化に係る推進すべき施策の方針を策定しました。

推進すべき施策の方針は、脆弱性評価結果と同様に、「リスクシナリオごとの施策の方針」と「施策分野ごとの方針」に分けてまとめました。

(1) リスクシナリオごとの施策の方針

目標1 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる

起きてはならない 最悪の事態	施策の方針
<u>リスクシナリオ1-1</u> 建物等の大規模倒壊 や住宅密集地区における火災による多数 の死傷者の発生	<p>(住宅・建築物等の耐震化の促進)</p> <p>○住宅・建築物の更なる耐震化を促進するため、建築物耐震改修促進計画に基づき、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策（住宅・建築物安全ストック形成事業）を推進する。</p> <p>(家具・機械設備等の転倒防止対策の促進)</p> <p>○広報紙、防災講話、地域における防災訓練等を通じた家具等の転倒防止対策の啓発について取組を強化する。また、企業においても、機械設備・事務機器等の転倒防止対策を促進する。</p> <p>(火災に強いまちづくりの推進)</p> <p>○避難・延焼遮断空間の確保と緊急車両の進入を可能とする狭あい道路の解消のため、道路等の公共施設の整備を推進する。また、建築物の安全性を向上させるため、倒壊・焼失の可能性が高い老朽建築物の更新を促進する。</p> <p>○市街地を中心とした延焼・焼失する建築物が多い地域において、出火防止・初期消火・延焼防止対策及び老朽放置空家対策を推進する。</p> <p>○消火栓、耐震性防火水槽を計画的に整備するとともに、既設の消防水利の維持管理を行う。</p> <p>(地域防災力・企業防災力の向上)</p> <p>○地域防災力や企業防災力を向上させるため、校区・自主防災組織等による防災訓練・初期消火訓練や、事業所における防災訓練・消防訓練を充実・強化させる。</p> <p>○地域防災力の維持・向上に必要不可欠である消防団員の入団促進や教育訓練の充実、また、地域の災害活動拠点である消防団車庫や消防団車両等の装備の充実強化を推進する。</p> <p>(応急救護所の機能充実等)</p> <p>○災害時における迅速な医療救護活動を実施するため、応急救護所等の機能充実を推進する。また、応急救護所開設訓練を実施する。</p> <p>(指標)</p> <p>◆住宅の耐震化率 現状値：82.6% (H27) ⇒ 目標値：95.0% (R3)</p> <p>◆自主防災組織設置率 現状値：87% (H30) ⇒ 目標値：95% (R6)</p> <p>◆住宅用火災警報器設置率 現状値：71% (H30) ⇒ 目標値：81.6% (R6)</p>
<u>リスクシナリオ1-2</u>	(不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進)

<p>不特定多数が集まる施設の倒壊・火災</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物耐震改修促進計画に基づき、不特定多数の者が利用する大規模建築物や防災上重要な建築物の耐震化を促すため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策（住宅・建築物安全ストック形成事業）を推進する。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の建築物の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する。 ○「特定既存耐震不適格建築物（百貨店、集会場、学校など多数の者が利用する一定規模以上の建築物）」に該当し、特に大規模で不特定多数の者が利用する建築物「要緊急安全確認大規模建築物」のうち、耐震性が低く、今後の耐震化の対応が未定となっている民間建築物の耐震化（住宅・建築物安全ストック形成事業）を促進する。 <p>(社会福祉施設の耐震化の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○昭和56年以前に建設された耐震性の低い社会福祉施設の改修を促進させる。 <p>(災害対応能力の向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実働訓練等によるオペレーション計画の充実等により、関係機関の災害対応力を向上させる。 <p>(指標)</p> <p>◆特定既存耐震不適格建築物数 現状値：220棟（H25） ⇒ 目標値：44棟（R3）</p>
<p>リスクシナリオ1-3</p> <p>大規模地震や異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水での多数の死傷者の発生</p>	<p>(河川堤防等の耐震化等の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市の管理する準用河川及び普通河川の河川堤防等の耐震化、老朽化対策等を推進する。また、国・県の管理する河川においても同様の対策を推進するよう要望する。 <p>(河川及び排水路の改修の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市の管理する準用河川、普通河川及び排水路での洪水等による災害の防止または軽減を図るため、改修を推進する。また、国・県の管理する河川においても同様の対策を推進するよう要望する。 <p>(災害リスクを考慮した土地利用への転換)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人口減少に適応した都市構造への転換を図るために立地適正化計画の作成を進め、「居住誘導区域」の設定にあたっては、災害危険度が高い区域（浸水想定区域・土砂災害特別警戒区域など）の除外について検討する。 <p>(ハザードマップの作成・周知啓発)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○最新の洪水浸水想定区域図や浸水予想図が公表された場合、早期に洪水ハザードマップを作成し、住民への周知啓発を行う。 <p>(ハード・ソフトを組み合わせた浸水対策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大規模水害を未然に防ぐため、河川堤防等の耐震化、洪水調節施設の整備・機能強化等の対策及び貯留施設等の浸水対策施設の整備等の推進にあわせて、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うための洪水及び内水ハザードマップの作成支援、防災情報の高度化、地域水防力の強化等、ハード・ソフトを適切に組み合わせた施策を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ○防災知識を普及させるため、住民、教育機関、企業等へ出前講座を実施する。 <p>(指標)</p> <p>◆雨水排水路の整備（下水道事業） 現状値：1,080m（H30） ⇒ 目標値：2,000m（R6）</p> <p>◆調整池の整備（下水道事業） 現状値：2箇所（H30） ⇒ 目標値：3箇所（R6）</p> <p>◆出前講座実施数 現状値：58回（H30） ⇒ 目標値：毎年50団体以上を対象に実施</p>

<p>リスクシナリオ1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生</p>	<p>(土砂災害対策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住宅の土砂災害対策改修費やがけ地近接等危険住宅の移転に伴う費用に対し補助等の対策（住宅・建築物安全ストック形成事業）を推進する。 ○広域的に同時多発する土砂災害に対しては、人的被害を防止するため、ハード対策として土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設といった土砂災害防止施設の整備を着実に推進する。 ○土砂災害（特別）警戒区域の指定がなされた地区について、土砂災害の危険性や避難の重要性について周知を図るため、土砂災害ハザードマップの作成・配布を行う。また、必要に応じ、住民説明会の開催や避難訓練の指導など、住民の防災意識向上策を推進する。 <p>(農業用ため池・調整池の安全性向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○周辺住民の生命・財産を守るため、農業用ため池や調整池は、老朽化対策や地震対策の必要性に応じ、順次整備を推進する。 ○地震の発生などにより堤体が決壊した場合に人家等に大きな被害を与えるおそれのある農業用ため池について、周辺住民の防災意識の向上を図るため、ハザードマップの公表を進める。 <p>(災害リスクを考慮した土地利用への転換)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人口減少に適応した都市構造への転換を図るため立地適正化計画の作成を進め、「居住誘導区域」の設定にあたっては、災害危険度が高い区域（浸水想定区域・土砂災害特別警戒区域など）の除外について検討する。
<p>リスクシナリオ1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生</p>	<p>(情報収集手段の多様化と一元的集約)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時に必要な情報を収集・伝達するための各種防災関係システムの統合化・共通化とその運用体制について検討する。 <p>(市民への確実な情報の伝達)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民一人ひとりへ迅速・確実に災害情報が伝達できるよう、住民への情報伝達手段として、犬山市あんしんメール、ホームページ、S N S 等を整備しているが、犬山市あんしんメールのさらなる普及とともに、情報の一括配信システムを構築するなど、情報通信基盤整備を推進する。 <p>(適時・適切・確実な情報の発信)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難勧告等の発令については、空振りをおそれず、迅速に出すことを基本とし、住民に対して適時・適切・確実に情報を提供する。また、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者に対しても避難勧告等の情報が確実に伝達されるよう適切な措置を講ずる。 <p>(効果的な教育・啓発の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○主体的な避難を促すため、ハザードマップ等による地域の災害リスクの周知など、早期避難につながる効果的な教育・啓発の取組を推進する。 <p>(指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆犬山市あんしんメール登録者数 現状値：15,789人（H30）⇒ 目標値：25,000人（R6）

目標2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

起きてはならない 最悪の事態	施策の方針
<u>リスクシナリオ2-1</u> 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	<p>(物資輸送ルートの確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地震による市民生活への影響を最小限にとどめるため、緊急輸送道路の地震対策、応急救護所・避難所への緊急物資の供給ルート確保など、ライフラインの機能を守る緊急輸送道路及び緊急道路へのネットワークの構築を進める。 ○災害時に孤立の可能性がある地域等へつながる道路の整備や地震対策を推進するよう要望する。 <p>(水道施設の老朽化対策等の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○安全・安心な給水の確保のため、水道施設の老朽化対策と合わせて耐震化を推進する。 <p>(応急給水体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時において、効率的かつ状況に応じた応急給水活動を実施できるよう、他団体との応援協定を含め、活動方法などを確立する。 <p>(備蓄の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○家庭内での食料・飲料水等の備蓄量の増強を図るため、防災啓発イベント、消防署による戸別訪問時や自主防災会の訓練・講習会等で啓発などの取組を強化する。また、企業においても、発災直後から社内での災害対応に備えるため、企業内備蓄について啓発を強化する。 ○本市の備蓄計画に基づき、避難所への避難者及び避難所外避難者に食料、飲料水等を提供するため、公的備蓄を維持・充実する。 <p>(物資輸送体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地震発生時に救援物資の輸送を迅速かつ効率的に行うため、本市と物流事業者が連携して、食料・物資の確保・配送や救援物資等の受け入れ・配送等について連絡体制を確立するとともに、最適な輸送手段や人員配置について検討を行う。 <p>(物資調達・受援体制の構築)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○産官民の連携等により、物資調達・受援体制を構築するとともに、多様な関係者が参画する支援物資輸送訓練の実施など、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高める施策を推進する。 <p>(大規模災害時の広域連携の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大規模災害の発生に伴う救助支援、物資の供給、災害廃棄物処理等について、行政や関係団体及び民間企業の広域的な連携体制や応援体制を構築する。 <p>(指標)</p> <p>◆非常用食料備蓄目標達成率 現状値：122% (H30) ⇒ 目標値：100%以上維持 (R6)</p>
<u>リスクシナリオ2-2</u> 多数かつ長期にわたる孤立地域の同時発生	<p>(孤立地域等の発生防止)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時に孤立の可能性がある地域等へつながる道路の整備や地震対策を推進するよう要望する。 ○山間地帯における受援場所の整備として、ヘリコプター離着陸適地の選定・確保及び整備

	<p>を促進する。</p>
<u>リスクシナリオ2-3</u> 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	<p>(災害対応の体制・資機材の強化)</p> <p>○消防署所について、犬山市公共施設等総合管理計画に基づき適切に維持管理を行うとともに、時代に合わせた機能強化を引き続き進める。また、本署は建築から45年が経過し老朽化が進んでいることから、建替、移転について検討をする。</p> <p>○大規模化、複雑多様化する各種災害に対応するため、犬山市消防整備計画に基づき、消防車両・資機材の計画的な更新、時代の変化・災害想定の変化に合わせた充実強化を進めること。</p> <p>(消防団の災害対応力の強化)</p> <p>○地域防災力の維持・向上に必要不可欠である消防団員の入団促進や教育訓練の充実、また、地域の災害活動拠点である消防団車庫や消防団車両等の装備の充実強化を推進する。</p> <p>(道路の災害対策の推進)</p> <p>○災害時において、救助・救急、医療活動のためのエネルギーを供給できるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与する緊急輸送道路の地震対策を推進するよう要望する。</p>
<u>リスクシナリオ2-4</u> 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	<p>(災害時における燃料の確保)</p> <p>○市役所、消防署所や医療機関等において必要とする非常用発電設備用の石油燃料や緊急車両への燃料を確保するため、石油業協同組合など燃料供給事業者との協定に基づく訓練の実施や検証を行う。</p> <p>(災害時における電力の確保)</p> <p>○市役所等において、電力の確保対策のため非常用発電設備の維持、強化を進める。</p> <p>(道路の災害対策の推進)</p> <p>○災害時において、救助・救急、医療活動のためのエネルギーを供給できるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与する緊急輸送道路の地震対策を推進するよう要望する。</p>
<u>リスクシナリオ2-5</u> 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生による都市の混乱	<p>(帰宅困難者等支援対策の推進)</p> <p>○犬山駅周辺で発生する帰宅困難者による混乱を避けるため、帰宅困難者等支援計画を策定するとともに、駅周辺関係事業者との連携による支援施設への円滑な受入・誘導体制を構築、定期的な訓練を実施する。</p> <p>(代替輸送手段の確保等)</p> <p>○大規模災害時において、遠距離を移動する必要がある帰宅困難者の帰宅支援のため、鉄道不通時の代替輸送手段の確保等について、公共交通事業者等と検討する。</p> <p>(指標)</p> <p>◆帰宅困難者誘導訓練実施施設数 現状値：3箇所 (H30) ⇒ 目標値：5箇所 (R6)</p>
<u>リスクシナリオ2-6</u> 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	<p>(救急医療施設等の防災・減災機能の強化)</p> <p>○救急医療施設等については、災害時に必要となる医療機能を提供できるように対策を進めるとともに広域災害時における災害医療体制を確保する。</p> <p>(救命体制の強化)</p> <p>○大規模災害時の対応を考慮し、救急救命士の計画的な養成や補助にあたる救急隊員を含む質の確保を行う。</p> <p>(医師会等関係機関との連携強化)</p> <p>○災害時における医師等医療従事者を確保するため、平常時から医師会等関係機関による災</p>

	<p>害時医療連絡協議会等を開催し、連携体制を強化する。</p> <p>(災害時の医療提供のためのルート確保)</p> <p>○救援救助、緊急物資輸送等ルートを早期確保し、支援物資物流を確保するため、緊急輸送道路の地震対策や道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を進める。</p> <p>(要配慮者の一時的受入体制の整備)</p> <p>○指定避難所における長期避難生活が困難となる高齢者や障害者などの要配慮者が二次的に避難する場所を確保するため、社会福祉施設等への受入体制の整備を推進する。</p> <p>(災害時保健活動の確保)</p> <p>○発災直後から被災者の救命・救護を始め、感染症予防、慢性疾患の悪化予防、メンタルヘルス対策や生活不活発病の予防など、中長期的な視点を持った被災地での健康支援活動（保健活動）を速やかに展開する体制を整備する。</p>
<u>リスクシナリオ2-7</u> 被災地における疫 病・感染症等の大規 模発生	<p>(感染症への対応強化)</p> <p>○災害時には感染症のまん延（大規模発生）防止対策を指導する職員の不足が想定されることから、保健所支援の下、感染症マニュアルに基づき定期的に訓練を実施する。</p> <p>(医療機関等との連携及び活動資機材の整備)</p> <p>○大規模災害時における疫病、感染症等に対する医療機関及び保健所、消防等との組織的な連携体制を構築し、感染症対応活動資機材の整備を推進する。</p> <p>(指標)</p> <p>◆保有感染防止衣数（消防保有数） 現状値：700組（H30） ⇒ 目標値：5,000組（R6）</p>

目標3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

起きてはならない 最悪の事態	施策の方針
<u>リスクシナリオ3-1</u> 被災による警察機能 の大幅な低下等によ る治安の悪化	<p>(地域における安全活動の強化)</p> <p>○大規模災害の発生後、多数の避難者がいる地域では、住宅侵入盗等の街頭犯罪の多発が懸念されるため、平常時より自主防犯団体への支援を実施し、地域における安全活動を強化する。</p> <p>(指標)</p> <p>◆自主防犯団体活動の団体数 現状値：32団体（H30） ⇒ 目標値：現状維持（R6）</p>
<u>リスクシナリオ3-2</u> 行政機関、行政職員 等の被災による機能 の大幅な低下	<p>(市役所の業務継続力の強化)</p> <p>○「犬山市業務継続計画」等を踏まえ、訓練の実施により実効性の向上を図り、業務継続力を強化する。</p> <p>○大規模災害時における庁舎等の機能を確実に確保するため、庁舎等の耐災害性の強化やバックアップ施設について検討を行う。</p> <p>(防災拠点等の災害対応力の強化)</p> <p>○防災拠点として位置付けのある公共施設等については、その防災上の機能及び用途に応じ、想定される地震等に対して、必要な防災対策を着実に推進する。</p> <p>○電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受け入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）において、機能維持等に必要不可欠な電力を確保するため、非常用電源の充実や、再</p>

	<p>生可能エネルギー等の導入を推進する。</p> <p>○非常用電源の地震対策や水害対策を推進する。</p> <p>(タイムラインの策定)</p> <p>○大型台風等の接近時などの実際の対応について、関係者が情報を共有・連携し、対応を行うための関係者一体型タイムライン（時系列の行動計画）を策定する。</p> <p>(道路の防災対策の推進)</p> <p>○大規模災害発生時に、行政機関による災害対応活動や職員の参集が可能となるよう、幹線道路のネットワーク化を推進する。</p> <p>(大規模災害時における広域連携の推進)</p> <p>○市町村間の協調・連携に係る取組を推進する。</p>
	<p>(指標)</p> <p>◆総合防災訓練の実施数 現状値：33回（H30） ⇒ 目標値：毎年度各1回以上</p>

目標4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

起きてはならない 最悪の事態	施策の方針
<u>リスクシナリオ4-1</u> 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	<p>(情報通信機能の耐災害性の強化・高度化)</p> <p>○電力の供給停止等により、情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、防災情報等を市民へ情報伝達できるよう、情報通信機能の複線化など、情報システムや通信手段の耐災害性の強化、高度化を推進する。</p> <p>(道路の地震対策の推進)</p> <p>○電力等の長期供給停止を発生させないように、緊急輸送路を主として幹線道路の無電柱化を推進するよう要望する。</p>
<u>リスクシナリオ4-2</u> テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	<p>(多様な情報提供手段の確保)</p> <p>○観光地や防災拠点等において、災害時にも有効に機能する無料公衆無線LANの整備を推進する。さらに、大規模災害時には契約キャリアに依存せず、すべての人が公衆無線LANを使えるよう、災害用統一SSID「00000JAPAN」の普及・啓発を進める。</p>

目標5 大規模自然災害発生後であっても経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

起きてはならない 最悪の事態	施策の方針
<u>リスクシナリオ5-1</u> 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	<p>(燃料供給ルートの確保)</p> <p>○燃料供給ルートを確実に確保し、サプライチェーンを維持するため、緊急輸送道路の地震対策等を着実に推進するよう要望する。</p> <p>○発災後の迅速な輸送経路開拓に向けて、関係機関や民間企業との連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を推進する。</p>
<u>リスクシナリオ5-2</u>	(自衛消防力の充実強化)

重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	<p>○防災管理を必要とする事業所においては、大規模自然災害等の発生時には、重要な産業施設の損壊や危険物質の爆発等、大きな被害を発生するおそれがあるため、自衛消防隊の災害対応力の充実強化を進める。</p> <p>(有害物質等の流出防止対策の促進)</p> <p>○市は、被災後、県等関係機関と連携して人の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれのある環境汚染事故の発生状況の把握に努める。また、当該事故が発生している場合には、汚染状況の把握や、必要に応じて被害の拡大防止のため関係機関への情報提供、事業者への指導等を行う。</p> <p>○被災の状況に応じ、有害物質による環境汚染の状況について調査し、関係機関へ情報を提供する。</p>
	(指標)
	◆犬山市あんしんメール登録者数 現状値：15,789人（H30）⇒目標値：25,000人（R6）
<u>リスクシナリオ5-3</u> 基幹的交通ネットワークの機能停止	<p>(道路の災害対応力の強化)</p> <p>○地域産業活性化のための産業インフラとして、また災害時におけるライフラインとして機能する幹線道路のネットワーク化を進めるため、幹線市道の整備を進める。</p> <p>○救助・救援、物資輸送、復旧活動を支える多重性機能を持つ高規格道路網の整備を促進するよう要望する。</p> <p>○災害時において重要な役割を担う緊急道路等の安全・円滑な交通を確保するため、道路管理者や占用事業者は、路面陥没の未然防止に資する路面下の空洞状況を事前に調査、対策工事を行う。</p>
	(指標)
	◆幹線道路整備の実施距離（富岡荒井線 楽田地区） 現状値：1,000m（H30）⇒目標値：1,700m（R6）
<u>リスクシナリオ5-4</u> 食料等の安定供給の停滞	<p>(物流インフラの災害対応力の強化)</p> <p>○物流インフラの災害対応力の強化に向けて、道路等の耐震対策等とともに、輸送モード相互の連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流のネットワークの構築を推進する。</p> <p>(農業基盤の確保)</p> <p>○イノシシ等による農作物被害を抑制するため、鳥獣被害対策を推進する。</p>

目標6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

起きてはならない 最悪の事態	施策の方針
<u>リスクシナリオ6-1</u> 電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・	<p>(電力・ガス等供給の災害対応力強化)</p> <p>○電力の長期供給停止を発生させないため、電気設備の自然災害に対する耐性評価等の結果に基づき、発変電所、送電網や電力システムの災害対応力強化及び復旧の迅速化を促す。</p> <p>○災害に備え、耐震性に優れたガス管への計画的な取換えを促進する。</p>

<p>ガスサプライチェーンの機能停止</p>	<p>○エネルギーの末端供給拠点となるサービスステーション・LPガス充填所等の災害対応力を強化する。</p> <p>(石油等燃料確保体制の整備)</p> <p>○発災時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油、ガス等の燃料の確保のための協定の締結や円滑な運搬給油のための体制を整備する。</p> <p>○各家庭や避難所、医療施設等において自家発電施設の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する。</p> <p>(再生可能エネルギーの利用)</p> <p>○太陽光発電などの再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を推進する。</p> <p>(指標)</p> <p>◆市内避難所における発電資機材の備蓄率 現状値：72%（H30） ⇒ 目標値：100%（R6）</p>
<p>リスクシナリオ6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止</p>	<p>(広域的な応援体制の確立)</p> <p>○大規模自然災害発生時に対応するため、広域的な応援体制及び関係者（業者含む）との協力体制を確立する。</p> <p>(災害時における供給体制の確立)</p> <p>○南海トラフ地震等の災害時における供給体制を確立するため、水道管の耐震化や更新を計画的に推進する。また、県水を含めた応急給水拠点の整備や配水系統間のバックアップ体制の整備により、更なる供給体制の充実に取り組む。</p> <p>(指標)</p> <p>◆基幹管路の耐震適合率 現状値：44.9%（H30） ⇒ 目標値：50%（R6）</p>
<p>リスクシナリオ6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止</p>	<p>(下水道施設の耐災害性の強化)</p> <p>○発災時に下水管路の最低限の流下能力を確保するため、緊急輸送道路や防災拠点等結ばれている重要性の高い管路について耐震補強を行うとともに、下水道施設の老朽化対策を進める。</p> <p>(農業集落排水施設の耐災害性の強化)</p> <p>○農業集落排水施設等の老朽化対策等を推進する。</p> <p>(指標)</p> <p>◆下水道（重要管路）の耐震化率 現状値：64.1%（H30） ⇒ 目標値：73.8%（R3）</p>
<p>リスクシナリオ6-4 地域交通ネットワークが分断する事態</p>	<p>(災害時における輸送ルートの機能確保)</p> <p>○輸送ルートの確実な確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、緊急輸送道路等の地震対策を推進するよう要望する。</p> <p>○地域産業活性化のための産業インフラとして、また災害時におけるライフラインとして機能する幹線道路のネットワーク化を進めるため、幹線市道の整備を進める。</p> <p>○救助・救援、物資輸送、復旧活動を支える多重性機能を持つ高規格道路網の整備を促進するよう要望する。</p> <p>○災害発生時における名古屋鉄道犬山線、小牧線、広見線の乗客の安全確保及び輸送力の維持を図るとともに、交差する一般道路などへの被害防止を図るため、橋梁の耐震化対策を引き続き推進する。</p> <p>○脆弱性を確認するために主要交通を担う道路の点検を実施するとともに、道路構造の改良や代替路の選定を進める。</p>

	<p>○高齢者、障害者の自立した日常生活及び社会生活の確保の重要性を鑑み、鉄道駅等のバリアフリー化など、公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を引き続き推進する。</p> <p>(道路ネットワークの迅速な再開に向けた体制の強化)</p> <p>○大規模地震発生後、交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供、継続的な訓練など必要な体制整備を推進する。</p> <p>○大規模自然災害発生時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策等に支障が生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両などの移動を行うなど、緊急車両等通行ルートを早期に確保できるよう情報共有など必要な体制整備を推進する。</p> <p>○災害時において重要な役割を担う緊急道路等の安全・円滑な交通を確保するため、道路管理者や占用事業者は、路面陥没の未然防止に資する路面下の空洞状況を事前に調査、対策工事を行う。</p> <p>(緊急輸送道路等沿道の通行障害建築物の耐震化)</p> <p>○緊急輸送道路等沿道の通行障害建築物の耐震化については、建物所有者の努力義務となっているが、個人所有の建築物も多く耐震化促進のために、所有者に対して指導・助言など直接的な啓発を行うとともに、耐震診断、耐震改修の実施を促す支援制度の創設を検討する。（住宅・建築物安全ストック形成事業）</p> <p>○橋梁やトンネル等の道路施設は、法令に基づく5年に1回の点検を実施し、点検結果に基づき補修を実施する。</p>
	<p>(指標)</p> <p>◆定期点検結果に基づく橋梁修繕の実施数 現状値：3橋（H30） ⇒ 目標値：16橋（R6）</p> <p>◆幹線道路整備の実施距離（富岡荒井線 楽田地区） 現状値：1,000m（H30） ⇒ 目標値：1,700m（R6）</p>
<u>リスクシナリオ6-5</u> 避難所の機能不足等 により避難者の生活 に支障が出る事態	<p>(避難所施設の老朽化対策及び耐震化の推進)</p> <p>○避難者の安全な避難生活を確保するため、避難所に指定されている学校施設等の老朽化対策及び内外壁の落下等を防止するための非構造部材等の耐震化を推進する。</p> <p>(避難所運営体制の整備)</p> <p>○円滑な避難所開設・運営に向けて、避難所要員研修の内容を充実させ、職員の意識及び実践力を向上させる。また、自治会や自主防災組織等との協力・連携体制を構築し、地域が主体的に避難所の管理運営を行えるよう意識啓発に取り組む。</p> <p>(避難所間での格差の防止等)</p> <p>○避難所間での情報格差や到達物資の格差の発生防止策を検討し、他地域で災害が発生した時には、それを参考に本市のBCPやマニュアル等の見直しを行う。</p> <p>○大規模災害時に想定される指定避難所以外への避難者に対しても、必要な食料や飲料水、生活物資を供給できるよう、適切な場所への分散備蓄について検討する。</p> <p>(避難所が備えるべき設備の整備)</p> <p>○避難所には、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p>

	<p>(避難所備蓄品及び救助用資機材の確保)</p> <p>○避難所の備蓄品及び救助用資機材は、適正な保管状態で備えるとともに、物品等を災害から守るための対策を講じる。また、災害時にすぐ使用できるよう、避難所要員、施設管理者、地域で資機材の取扱方法等の共有を進める。</p> <p>(要配慮者等への支援体制の整備)</p> <p>○災害時において避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等が円滑に行えるよう、日頃から避難行動要支援者の把握に努めるとともに地域と連携して支援体制の整備に取り組む。</p> <p>○要配慮者の避難生活の支援を図るため、必要に応じて受入体制の見直しを検討する。</p>
	<p>(指標)</p> <p>◆福祉避難所の指定施設数 現状値：15施設（H30） ⇒ 目標値：必要に応じて増設（R6）</p>

目標7 制御不能な二次災害を発生させない

起きてはならない 最悪の事態	施策の方針
<u>リスクシナリオ7-1</u> 市街地での大規模火災の発生	<p>(消防・救急活動能力の充実・強化)</p> <p>○大規模地震災害などの過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備とともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する。また、消防団、自主防災組織の充実強化等、ハード・ソフト対策を組み合わせて横断的に進める。</p> <p>(火災に強いまちづくりの推進)</p> <p>○避難・延焼遮断空間の確保と緊急車両の進入を可能とする狭い道路の解消のため、道路等の公共施設の整備を推進する。また、建築物の安全性を向上させるため、倒壊・焼失の可能性が高い老朽建築物の更新を促進する。</p> <p>○市街地を中心とした延焼・焼失する建築物が多い地域において、出火防止・初期消火・延焼防止対策及び老朽放置空家対策を推進する。</p> <p>○消火栓、耐震性防火水槽を計画的に整備するとともに、既設の消防水利の維持管理を行う。</p> <p>○出火対策として、感震ブレーカーの設置を推進し、地域防災力の向上を図る。</p> <p>(消防団の災害対応力の強化)</p> <p>○地域防災力の維持・向上に必要不可欠である消防団員の入団促進や教育訓練の充実、また、地域の災害活動拠点である消防団車庫や消防団車両等の装備の充実強化を推進する。</p> <p>(指標)</p> <p>◆消防水利の基準に基づく消防水利の設置率 現状値：91.6%（H30） ⇒ 目標値：92.6%（R6）</p>
<u>リスクシナリオ7-2</u> 沿線・沿道の建物破壊による直接的な被害及び交通麻痺	<p>(沿道の通行障害建築物の耐震化の促進)</p> <p>○緊急輸送道路等沿道の通行障害建築物の耐震化については、建物所有者の努力義務となっているが、個人所有の建築物も多く耐震化促進のために、所有者に対して指導・助言など直接的な啓発を行うとともに、耐震診断、耐震改修の実施を促す支援制度の創設を検討する。（住宅・建築物安全ストック形成事業）</p>

	(指標) ◆特定既存耐震不適格建築物数 現状値：220棟（H25） ⇒ 目標値：44棟（R3）
<u>リスクシナリオ7-3</u> ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生	(ため池の防災対策の推進) ○周辺住民の生命・財産を守るために、農業用ため池や調整池は、老朽化対策や地震対策の必要性に応じ、順次整備を推進する。 ◆農業用ため池の耐震化等の整備 現状値：12箇所（H30） ⇒ 目標値：28箇所（R6）
<u>リスクシナリオ7-4</u> 有害物質の大規模拡散・流出	(石綿飛散防止対策の推進) ○倒壊建屋等の解体時に適切に石綿（アスベスト）除去作業が行われず、石綿が飛散し市民に健康被害が発生するリスクがあるため、石綿が使用されている建築物・構造物については、平常時において除去することを促す施策（住宅・建築物安全ストック形成事業）を推進する。 ○市内で石綿が使用されている建築物を調査し、関係機関において情報共有を進める。 (環境監視体制の整備・強化) ○市は、被災後、県等関係機関と連携して人の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれのある環境汚染事故の発生状況の把握に努める。また、当該事故が発生している場合には、汚染状況の把握や、必要に応じて被害の拡大防止のため関係機関への情報提供、事業者への指導等を行う。 ○被災の状況に応じ、有害物質による環境汚染の状況について調査し、関係機関へ情報を提供する。 (特定既存耐震不適格建築物の耐震化の促進) ○「特定既存耐震不適格建築物（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物）」の耐震化（住宅・建築物安全ストック形成事業）を促進する。
	(指標) ◆アスベスト調査補助実施件数 現状値：0件（R1） ⇒ 目標値：5件（R6）
<u>リスクシナリオ7-5</u> 風評被害等による地域経済等への甚大な影響	(的確な情報発信のための体制強化) ○災害発生時において、風評被害等に対応するため、マニュアルの作成や情報発信手段の確保など、的確な情報発信のための体制強化を推進する。 (指標) ◆犬山市あんしんメール登録者数 現状値：15,789人（H30） ⇒ 目標値：25,000人（R6）

目標8 大規模自然災害発生後であっても、人口や企業の流出を回避し、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

起きてはならない 最悪の事態	施策の方針
<u>リスクシナリオ8-1</u> 大量に発生する災害 廃棄物の処理の停滞 により復旧・復興が 大幅に遅れる事態	(災害廃棄物処理計画の推進) ○犬山市災害廃棄物処理計画により、組織や協力支援体制、災害廃棄物処理対策等を定めた。発災後には、被災状況を調査し発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、災害廃棄物処理計画を基に災害廃棄物処理実行計画を策定し迅速に災害廃棄物の処理を実施する。

	<p>(廃棄物処理施設の災害対応力の強化)</p> <p>○廃棄物処理施設の災害対応力の強化として、廃棄物の広域的な処理体制を整備するとともに、災害発生時に施設の再稼働に必要な資材や機材の用意及び設備を構築する。</p> <p>(災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理)</p> <p>○P C B や石綿、フロンなど、災害廃棄物に含まれる有害物質等による二次災害を防止するため、有害物質等の適正な処理について事業者への指導を行い周知徹底する。</p>
<u>リスクシナリオ8-2</u> 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、労働者、地域に精通した技術者等）や物資等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	<p>(災害ボランティアの円滑な受入・活動体制の構築)</p> <p>○災害ボランティアセンターの運営を担う災害ボランティアコーディネーターを増やすため、講座修了生を対象としたレベルアップ講座や総合防災訓練への参加を呼びかけ、災害ボランティアコーディネーター一人ひとりの質の向上に努める。</p> <p>○本市と社会福祉協議会において、災害ボランティアセンター設営時の役割分担を確認し、情報共有を行う。</p> <p>○災害時には、災害ボランティアコーディネーターと災害時通訳ボランティアとの協力が不可欠であり、相互の協力関係を築くとともに、円滑に行動ができるよう、訓練を繰り返し行う。</p> <p>(復旧・復興を担う人材等の定住等)</p> <p>○復旧・復興を担う人材等が、地域に密着し、定住することができるよう、地域への定住の促進に資する広域的な取組を推進する。</p> <p>(地方行政機関等の体制・施設の強化)</p> <p>○大規模自然災害時に、復旧・復興を先導する行政職員等の施設の被災による機能の大幅な低下を回避すべく、体制・施設の強化を推進する。</p> <p>(事前復旧・復興体制の強化)</p> <p>○本市の実情に応じた行動手順書などを整理した復興都市計画行動手順書を作成し、その検証等を行う。</p> <p>○大規模自然災害が発生した場合に、迅速かつ円滑に復興できるよう、県と復興計画や体制を検討する取組を進めていく。また、災害時の被害の低減や復興の迅速化・円滑化に向けた地域住民と協働する取組を県と連携して推進する。</p> <p>(指標) ◆防災人材育成講座 開講数 現状値：0回（H30） ⇒ 目標値：毎年1回の実施</p>
<u>リスクシナリオ8-3</u> 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	<p>(防災コミュニティの推進)</p> <p>○地域で率先して防災活動の実施、避難行動を促す「防災人材」の養成を行っている。自主防災活動の活性化の一助となることを期待し、継続して計画的に「防災人材」を養成する。また、児童・学校・自治会が連携した地域における防災活動を推進する。</p> <p>○住民主体の実践的な防災訓練を自ら企画・運営する中で防災コミュニティの醸成を図る取組を推進する。</p> <p>(指標) ◆防災人材育成講座 開講数 現状値：0回（H30） ⇒ 目標値：毎年1回の実施</p>
<u>リスクシナリオ8-4</u> 基幹インフラの損壊により復旧・復興が	<p>(幹線道路のネットワーク化の推進)</p> <p>○地域産業活性化のための産業インフラとして、また災害時におけるライフラインとして機能する幹線道路のネットワーク化を進めるため、幹線市道の整備を進める。</p>

大幅に遅れる事態	<p>○救助・救援、物資輸送、復旧活動を支える多重性機能を持つ高規格道路網の整備を促進するため要望する。</p> <p>(幹線交通分断対策の推進)</p> <p>○地震や洪水等の浸水想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクの想定とともに対策の検討を進める。</p>
<u>リスクシナリオ8-5</u> 被災者の住居確保等 の遅延により生活再 建が遅れる事態	<p>(罹災証明書の迅速な発行)</p> <p>○罹災証明書発行業務の迅速性と的確性の確保に向け、従事者を対象とする研修や住家の被害認定調査業務実務研修の実施に取り組む。</p> <p>(早急な住宅確保に向けた取組)</p> <p>○被災住宅の応急修理について県のマニュアルに基づき申請受付業務等を行う。</p> <p>○愛知県被災建築物応急危険度判定要綱等に基づき、市の災害対策本部が応急危険度判定の実施を宣言した場合、判定コーディネーターとして業務を行う。</p> <p>○応急仮設住宅建設マニュアルの整備及び建設候補地の台帳の更新を行う。また、県のマニュアル作成に合わせ、民間借上住宅の提供に係るマニュアル及び体制の整備を行う。</p> <p>(事前復旧・復興体制の強化)</p> <p>○本市の実情に応じた行動手順書などを整理した復興都市計画行動手順書を作成し、その検証等を行う。</p> <p>○大規模自然災害が発生した場合に、迅速かつ円滑に復興できるよう、県と復興計画や体制を検討する取組を進めていく。また、災害時の被害の低減や復興の迅速化・円滑化に向けた地域住民と協働する取組を県と連携して推進する。</p> <p>(指標)</p> <p>◆応急仮設住宅コーディネーター講習会受講者数 現状値：5人（H30）⇒ 目標値：8人 (R6)</p>

(2) 施策分野ごとの施策の方針

①個別施策分野

起きてはならない 最悪の事態	施策の方針
①行政機能／消防等	<p>■行政機能</p> <p>(市役所の業務継続力の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本市の備蓄計画に基づき、避難所への避難者及び避難所外避難者に食料、飲料水等を提供するため、公的備蓄を維持・充実する。【2-1】 ○「犬山市業務継続計画」等を踏まえ、訓練の実施により実効性の向上を図り、業務継続力を強化する。【3-2】 ○避難所間での情報格差や到達物資の格差の発生防止策を検討し、他地域で災害が発生した時には、それを参考に本市のBCPやマニュアル等の見直しを行う。【6-5】 <p>(防災拠点施設の機能強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市役所等において、電力の確保対策のため非常用発電設備の維持、強化を進める。 <p>【2-4】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大規模災害時における庁舎等の機能を確実に確保するため、庁舎等の耐災害性の強化やバックアップ施設について検討を行う。【3-2】 ○大規模自然災害時に、復旧・復興を先導する行政職員等の施設の被災による機能の大幅な低下を回避すべく、体制・施設の強化を推進する。【8-2】 <p>(早急な生活再建に向けた体制整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○罹災証明書発行業務の迅速性と的確性の確保に向け、従事者全員を対象とする研修や住家の被害認定調査業務実務研修の実施に取り組む。【8-5】 ○被災住宅の応急修理について県のマニュアルに基づき申請受付業務等を行う。【8-5】 ○愛知県被災建築物応急危険度判定要綱等に基づき、市の災害対策本部が応急危険度判定の実施を宣言した場合、判定コーディネーターとして業務を行う。【8-5】 ○応急仮設住宅建設マニュアルの整備及び建設候補地の台帳の更新を行う。また、県のマニュアル作成に合わせ、民間借上住宅の提供に係るマニュアル及び体制の整備を行う。 <p>【8-5】</p> <p>■消防機能等</p> <p>(災害対応装備資機材等の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大規模化、複雑多様化する各種災害に対応するため、犬山市消防整備計画に基づき、消防車両・資機材の計画的な更新、時代の変化・災害想定の変化に合わせた充実強化を進め。【2-3】 <p>(消防団の災害対応力の強化等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域防災力の維持・向上に必要不可欠である消防団員の入団促進や教育訓練の充実、また、地域の災害活動拠点である消防団車庫や消防団車両等の装備の充実強化を推進する。 <p>【2-3】 【7-1】</p>
②住宅・都市	<p>(耐震化の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住宅・建築物の更なる耐震化を促進するため、建築物耐震改修促進計画に基づき、耐震化

	<p>の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策（住宅・建築物安全ストック形成事業）を推進する。【1-1】</p> <p>○建築物耐震改修促進計画に基づき、不特定多数の者が利用する大規模建築物や防災上重要な建築物の耐震化を促すため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策（住宅・建築物安全ストック形成事業）を推進する。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の建築物の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する。【1-2】</p> <p>○「特定既存耐震不適格建築物（百貨店、集会場、学校など多数の者が利用する一定規模以上の建築物）」に該当し、特に大規模で不特定多数の者が利用する建築物「要緊急安全確認大規模建築物」のうち、耐震性が低く、今後の耐震化の対応が未定となっている民間建築物の耐震化（住宅・建築物安全ストック形成事業）を促進する。【1-2】</p> <p>○緊急輸送道路等沿道の通行障害建築物の耐震化については、建物所有者の努力義務となっているが、個人所有の建築物も多く耐震化促進のために、所有者に対して指導・助言など直接的な啓発を行うとともに、耐震診断、耐震改修の実施を促す支援制度の創設を検討する。（住宅・建築物安全ストック形成事業）【6-4】【7-2】</p> <p>○「特定既存耐震不適格建築物（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物）」の耐震化を促進する。（住宅・建築物安全ストック形成事業）【7-4】</p> <p>(家具・機械設備等の転倒防止対策の促進)</p> <p>○広報紙、防災講話、地域における防災訓練等を通じた家具等の転倒防止対策の啓発について取組を強化する。また、企業においても、機械設備・事務機器等の転倒防止対策を促進する。【1-1】</p> <p>(火災に強いまちづくりの推進)</p> <p>○避難・延焼遮断空間の確保と緊急車両の進入を可能とする狭い道路の解消のため、道路等の公共施設の整備を推進する。また、建築物の安全性を向上させるため、倒壊・焼失の可能性が高い老朽建築物の更新を促進する。【1-1】【7-1】</p> <p>○市街地を中心とした延焼・焼失する建築物が多い地域において、出火防止・初期消火・延焼防止対策及び老朽放置空家対策を推進する。【1-1】【7-1】</p> <p>(水道施設の老朽化対策等の推進)</p> <p>○安全・安心な給水の確保のため、水道施設の老朽化対策と合わせて耐震化を推進する。【2-1】</p> <p>(避難所施設の老朽化対策及び耐震化の推進)</p> <p>○避難者の安全な避難生活を確保するため、避難所に指定されている学校施設等の老朽化対策及び内外壁の落下等を防止するための非構造部材等の耐震化を推進する。【6-5】</p> <p>(事前復旧・復興体制の強化)</p> <p>○本市の実情に応じた行動手順書などを整理した復興都市計画行動手順書を作成し、その検証等を行う。【8-2】【8-5】</p> <p>○大規模自然災害が発生した場合に、迅速かつ円滑に復興できるよう、県と復興計画や体制を検討する取組を進めていく。また、災害時の被害の低減や復興の迅速化・円滑化に向けた地域住民と協働する取組を県と連携して推進する。【8-2】【8-5】</p> <p>(帰宅困難者等支援対策の推進)</p> <p>○犬山駅周辺で発生する帰宅困難者による混乱を避けるため、帰宅困難者等支援計画を策定</p>
--	---

	<p>するとともに、駅周辺関係事業者との連携による支援施設への円滑な受入・誘導体制を構築、定期的な訓練を実施する。【2-5】</p>
③保健医療・福祉	<p>(救急医療施設等の防災・減災機能の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○救急医療施設等については、災害時に必要となる医療機能を提供できるように対策を進めるとともに広域災害時における災害医療体制を確保する。【2-6】 <p>(応急救護所の機能充実等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時における迅速な医療救護活動を実施するため、応急救護所等の機能充実を推進する。また、応急救護所開設訓練を実施する。【1-1】 <p>(感染症への対応強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時には感染症のまん延（大規模発生）防止対策を指導する職員の不足が想定されることから、保健所支援の下、感染症マニュアルに基づき定期的に訓練を実施する。【2-7】 ○大規模災害時における疫病、感染症等に対する医療機関及び保健所、消防等との組織的な連携体制を構築し、感染症対応活動資機材の整備を推進する。【2-7】 <p>(医師会等関係機関との連携強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時における医師等医療従事者を確保するため、平常時から医師会等関係機関による災害時医療連絡協議会等を開催し、連携体制を強化する。【2-6】 <p>(災害時保健活動の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○発災直後から被災者の救命・救護を始め、感染症予防、慢性疾患の悪化予防、メンタルヘルス対策や生活不活発病の予防など、中長期的な視点を持った被災地での健康支援活動（保健活動）を速やかに展開する体制を整備する。【2-6】 <p>(要配慮者等への支援体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時において避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等が円滑に行えるよう、日頃から避難行動要支援者の把握に努めるとともに地域と連携して支援体制の整備に取り組む。【6-5】 ○要配慮者の避難生活の支援を図るため、必要に応じて受入体制の見直しを検討する。【6-5】 <p>(社会福祉施設の耐震化の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○昭和56年以前に建設された耐震性の低い社会福祉施設の改修を促進させる。【1-2】
④エネルギー	<p>(エネルギーの確保対策の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○エネルギーの末端供給拠点となるサービスステーション・LPガス充填所等の災害対応力を強化する。【6-1】 ○各家庭や避難所、医療施設等において自家発電施設の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する。【6-1】 <p>(民間事業者との連携による燃料の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○発災時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油、ガス等の燃料の確保のための協定の締結や円滑な運搬給油のための体制を整備する。【6-1】 <p>(再生可能エネルギーの利用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○太陽光発電などの再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を推進する。【6-1】 <p>(ガス管の耐震性向上)</p>

	○災害に備え、耐震性に優れたガス管への計画的な取換えを促進する。【6-1】
⑤情報通信	<p>(情報収集手段の多様化と一元的集約)</p> <p>○災害時に必要な情報を収集・伝達するための各種防災関係システムの統合化・共通化との運用体制について検討する。【1-5】</p> <p>(市民への確実な情報の伝達)</p> <p>○市民一人ひとりへ迅速・確実に災害情報が伝達できるよう、住民への情報伝達手段として、犬山市あんしんメール、ホームページ、SNS等を整備しているが、犬山市あんしんメールのさらなる普及とともに、情報の一括配信システムを構築するなど、情報通信基盤整備を推進する。【1-5】</p> <p>(多様な情報提供手段の確保)</p> <p>○観光地や防災拠点等において、災害時にも有効に機能する無料公衆無線LANの整備を推進する。さらに、大規模災害時には契約キャリアに依存せず、すべての人が公衆無線LANを使えるよう、災害用統一SSID「00000JAPAN」の普及・啓発を進める。【4-2】</p> <p>(適時・適切・確実な情報の発信)</p> <p>○避難勧告等の発令については、空振りをおそれず、迅速に出すことを基本とし、住民に対して適時・適切・確実に情報を提供する。また、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者に対しても避難勧告等の情報が確実に伝達されるよう適切な措置を講ずる。【1-5】</p> <p>(情報通信機能の耐災害性の強化・高度化)</p> <p>○電力の供給停止等により、情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、防災情報等を市民へ情報伝達できるよう、情報通信機能の複線化など、情報システムや通信手段の耐災害性の強化、高度化を推進する。【4-1】</p> <p>(的確な情報発信のための体制強化)</p> <p>○災害発生時において、風評被害等に対応するため、マニュアルの作成や情報発信手段の確保など、的確な情報発信のための体制強化を推進する。【7-5】</p>
⑥産業・経済	<p>(自衛消防力の充実強化)</p> <p>○防災管理を必要とする事業所においては、大規模自然災害等の発生時には、重要な産業施設の損壊や危険物質の爆発等、大きな被害を発生するおそれがあるため、自衛消防隊の災害対応力の充実強化を進める。【5-2】</p> <p>(有害物質等の流出防止対策の促進)</p> <p>○市は、被災後、県等関係機関と連携して人の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれのある環境汚染事故の発生状況の把握に努める。また、当該事故が発生している場合には、汚染状況の把握や、必要に応じて被害の拡大防止のため関係機関への情報提供、事業者への指導等を行う。【5-2】</p>
⑦交通・物流	<p>(物資等供給ルートの確保)</p> <p>○地震による市民生活への影響を最小限にとどめるため、緊急輸送道路の地震対策、応急救護所・避難所への緊急物資の供給ルート確保など、ライフラインの機能を守る緊急輸送道路及び緊急道路へのネットワークの構築を進める。【2-1】</p> <p>○地域産業活性化のための産業インフラとして、また災害時におけるライフラインとして機能する幹線道路のネットワーク化を進めるため、幹線市道の整備を進める。</p> <p>【5-3】 【6-4】 【8-4】</p>

	<p>○救助・救援、物資輸送、復旧活動を支える多重性機能を持つ高規格道路網の整備を促進するよう要望する。【5-3】 【6-4】 【8-4】</p> <p>○大規模自然災害発生時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策等に支障が生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両などの移動を行うなど、緊急車両等通行ルートを早期に確保できるよう情報共有など必要な体制整備を推進する。【6-4】</p> <p>(緊急道路等の路面陥没対策)</p> <p>○災害時において重要な役割を担う緊急道路等の安全・円滑な交通を確保するため、道路管理者や占用事業者は、路面陥没の未然防止に資する路面下の空洞状況を事前に調査、対策工事を行う。【5-3】 【6-4】</p> <p>(孤立の可能性がある地域へつながる道路整備の推進)</p> <p>○災害時に孤立の可能性がある地域等へつながる道路の整備や地震対策を推進するよう要望する。【2-1】 【2-2】</p> <p>(公共交通機関の安全確保・利便性の向上)</p> <p>○災害発生時における名古屋鉄道犬山線、小牧線、広見線の乗客の安全確保及び輸送力の維持を図るとともに、交差する一般道路などへの被害防止を図るため、橋梁の耐震化対策を引き続き推進する。【6-4】</p> <p>○高齢者、障害者の自立した日常生活及び社会生活の確保の重要性を鑑み、鉄道駅等のバリアフリー化など、公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を引き続き推進する。【6-4】</p> <p>(幹線交通分断対策の推進)</p> <p>○地震や洪水等の浸水想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクの想定とともに対策の検討を進める。【8-4】</p> <p>(緊急輸送道路等の地震対策の推進)</p> <p>○輸送ルートの確実な確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、緊急輸送道路等の地震対策を推進するよう要望する。【6-4】</p>
⑧農林水産	<p>(災害時における食料確保対策の強化)</p> <p>○家庭内での食料・飲料水等の備蓄量の増強を図るため、防災啓発イベント、消防署による戸別訪問時や自主防災会の訓練・講習会等で啓発などの取組を強化する。また、企業においても、発災直後から社内での災害対応に備えるため、企業内備蓄について啓発を強化する。【2-1】</p> <p>(農業用ため池・調整池の安全性向上)</p> <p>○周辺住民の生命・財産を守るために、農業用ため池や調整池は、老朽化対策や地震対策の必要性に応じ、順次整備を推進する。【1-4】 【7-3】</p> <p>○地震の発生などにより堤体が決壊した場合に人家等に大きな被害を与えるおそれのある農業用ため池について、周辺住民の防災意識の向上を図るため、ハザードマップの公表を進める。【1-4】</p> <p>(農業基盤の確保)</p> <p>○イノシシ等による農作物被害を抑制するため、鳥獣被害対策を推進する。【5-4】</p>
⑨地域保全	(河川堤防等の耐震化等の推進)

	<p>○市の管理する準用河川及び普通河川の河川堤防等の耐震化、老朽化対策等を推進する。また、国・県の管理する河川においても同様の対策を推進するよう要望する。【1-3】</p> <p>(土砂災害対策の推進)</p> <p>○住宅の土砂災害対策改修費やがけ地近接等危険住宅の移転に伴う費用に対し補助等の対策（住宅・建築物安全ストック形成事業）を推進する。【1-4】</p> <p>○広域的に同時多発する土砂災害に対しては、人的被害を防止するため、ハード対策として土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設といった土砂災害防止施設の整備を着実に推進する。【1-4】</p> <p>○土砂災害（特別）警戒区域の指定がなされた地区について、土砂災害の危険性や避難の重要性について周知を図るため、土砂災害ハザードマップの作成・配布を行う。また、必要に応じ、住民説明会の開催や避難訓練の指導など、住民の防災意識向上策を推進する。【1-4】</p>
⑩環境	<p>(災害廃棄物処理計画の推進)</p> <p>○犬山市災害廃棄物処理計画により、組織や協力支援体制、災害廃棄物処理対策等を定めた。発災後には、被災状況を調査し発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、災害廃棄物処理計画を基に災害廃棄物処理実行計画を策定し迅速に災害廃棄物の処理を実施する。【8-1】</p> <p>(有害物質等の流出防止対策等の促進)</p> <p>○市は、被災後、県等関係機関と連携して人の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれのある環境汚染事故の発生状況の把握に努める。また、当該事故が発生している場合には、汚染状況の把握や、必要に応じて被害の拡大防止のため関係機関への情報提供、事業者への指導等を行う。【5-2】</p> <p>○被災の状況に応じ、有害物質による環境汚染の状況について調査し、関係機関へ情報を提供する。【5-2】</p> <p>○P C B や石綿、フロンなど、災害廃棄物に含まれる有害物質等による二次災害を防止するため、有害物質等の適正な処理について事業者への指導を行い周知徹底する。【8-1】</p> <p>(廃棄物処理施設の災害対応力の強化)</p> <p>○廃棄物処理施設の災害対応力の強化として、廃棄物の広域的な処理体制を整備するとともに、災害発生時に施設の再稼働に必要な資材や機材の用意及び設備を構築する。【8-1】</p>
⑪土地利用	<p>(災害リスクを考慮した土地利用への転換)</p> <p>○人口減少に適応した都市構造への転換を図るため立地適正化計画の作成を進め、「居住誘導区域」の設定にあたっては、災害危険度が高い区域（浸水想定区域・土砂災害特別警戒区域など）の除外について検討する。【1-3】【1-4】</p>

②横断的分野

起きてはならない 最悪の事態	施策の方針
①リスクコミュニケーション	<p>(地域防災力・企業防災力の向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○広報紙、防災講話、地域における防災訓練等を通じた家具等の転倒防止対策の啓発について取組を強化する。また、企業においても、機械設備・事務機器等の転倒防止対策を促進する。【1-1】 ○地域防災力や企業防災力を向上させるため、校区・自主防災組織等による防災訓練・初期消火訓練や、事業所における防災訓練・消防訓練を充実・強化させる。【1-1】 ○家庭内での食料・飲料水等の備蓄量の増強を図るため、防災啓発イベント、消防署による戸別訪問時や自主防災会の訓練・講習会等で啓発などの取組を強化する。また、企業においても、発災直後から社内での災害対応に備えるため、企業内備蓄について啓発を強化する。【2-1】 ○住民主体の実践的な防災訓練を自ら企画・運営する中で防災コミュニティの醸成を図る取組を推進する。【8-3】 <p>(人材の育成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「犬山市業務継続計画」等を踏まえ、訓練の実施により実効性の向上を図り、業務継続力を強化する。【3-2】 ○円滑な避難所開設・運営に向けて、避難所要員研修の内容を充実させ、職員の意識及び実践力を向上させる。また、自治会や自主防災組織等との協力・連携体制を構築し、地域が主体的に避難所の管理運営を行えるよう意識啓発に取り組む。【6-5】 ○災害ボランティアセンターの運営を担う災害ボランティアコーディネーターを増やすため、講座修了生を対象としたレベルアップ講座や総合防災訓練への参加を呼びかけ、災害ボランティアコーディネーター一人ひとりの質の向上に努める。【8-2】 ○本市と社会福祉協議会において、災害ボランティアセンター設営時の役割分担を確認し、情報共有を行う。【8-2】 ○災害時には、災害ボランティアコーディネーターと災害時通訳ボランティアとの協力が不可欠であり、相互の協力関係を築くとともに、円滑に行動ができるよう、訓練を繰り返し行う。【8-2】 ○地域で率先して防災活動の実施、避難活動を促す「防災人材」の養成を行っている。自主防災活動の活性化の一助となることを期待し、継続して計画的に「防災人材」を養成する。また、児童・学校・自治会が連携した地域における防災活動を推進する。【8-3】 <p>(効果的な教育・啓発等の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○最新の洪水浸水想定区域図や浸水予想図が公表された場合、早期に洪水ハザードマップを作成し、住民への周知啓発を行う。【1-3】 ○防災知識を普及させるため、住民、教育機関、企業等へ出前講座を実施する。【1-3】 ○円滑な避難所開設・運営に向けて、避難所要員研修の内容を充実させ、職員の意識及び実践力を向上させる。また、自治会や自主防災組織等との協力・連携体制を構築し、地域が主体的に避難所の管理運営を行えるよう意識啓発に取り組む。【6-5】

	<p>(避難所間での格差の防止等)</p> <p>○避難所間での情報格差や到達物資の格差の発生防止策を検討し、他地域で災害が発生した時には、それを参考に本市のB C P やマニュアル等の見直しを行う。【6-5】</p> <p>(復旧・復興を担う人材等の定住等)</p> <p>○復旧・復興を担う人材等が、地域に密着し、定住することができるよう、地域への定住の促進に資する広域的な取組を推進する。【8-2】</p>
②老朽化対策	<p>(消防施設の老朽化対策)</p> <p>○消防署所について、犬山市公共施設等総合管理計画に基づき適切に維持管理を行うとともに、時代に合わせた機能強化を引き続き進める。また、本署は建築から45年が経過し老朽化が進んでいることから、建替、移転について検討をする。【2-3】</p> <p>○消火栓、耐震性防火水槽を計画的に整備するとともに、既設の消防水利の維持管理を行う。【7-1】</p> <p>(非構造部材の耐震化の推進)</p> <p>○避難者の安全な避難生活を確保するため、避難所に指定されている学校施設等の老朽化対策及び内外壁の落下等を防止するための非構造部材等の耐震化を推進する。【6-5】</p> <p>(道路施設の老朽化対策)</p> <p>○橋梁やトンネル等の道路施設は、法令に基づく5年に1回の点検を実施し、点検結果に基づき補修を実施する。【6-4】</p> <p>(水道施設の老朽化対策等の推進)</p> <p>○安全・安心な給水の確保のため、水道施設の老朽化対策と合わせて耐震化を推進する。【2-1】</p> <p>(下水道施設の老朽化対策)</p> <p>○発災時に下水管路の最低限の流下能力を確保するため、緊急輸送道路や防災拠点等結ばれている重要性の高い管路について耐震補強を行うとともに、下水道施設の老朽化対策を進める。【6-3】</p> <p>(農業集落排水施設の老朽化対策)</p> <p>○農業集落排水施設等の老朽化対策等を推進する。【6-3】</p> <p>(ため池等の老朽化対策)</p> <p>○周辺住民の生命・財産を守るため、農業用ため池や調整池は、老朽化対策や地震対策の必要性に応じ、順次整備を推進する。【7-3】</p>
③産官民・広域連携	<p>(物資調達・受援体制の構築)</p> <p>○産官民の連携等により、物資調達・受援体制を構築するとともに、多様な関係者が参画する支援物資輸送訓練の実施など、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高める施策を推進する。【2-1】</p> <p>(大規模災害時の広域連携の推進)</p> <p>○大規模災害の発生に伴う救助支援、物資の供給、災害廃棄物処理等について、行政や関係団体及び民間企業の広域的な連携体制や応援体制を構築する。【2-1】</p>

第5章 計画推進の方策

本市の強靭化を着実に推進するため、P D C Aサイクルを通じて、本計画の点検・改善を行います。

本計画は強靭化の方針や方向性を示すものであり、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を考慮し、概ね5年ごとに本計画全体を見直すこととします。また、毎年度の進捗管理を行う中で、新たに実施すべき事業が出てきた場合などは、適宜必要な見直しを行います。

さらに、本計画の見直しにあたっては、国・県の強靭化計画や関連する他の計画等の見直しの状況を考慮するとともに、見直し後の本計画を他の計画等に適切に反映させるなど、本計画と関係する他の計画との整合を図ります。

(別紙) 脆弱性評価結果

1 リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

目標 1 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
<u>リスクシナリオ1-1</u> 建物等の大規模倒壊や住宅密集地区における火災による多数の死傷者の発生	<p>(住宅・建築物等の耐震化の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住宅・建築物の更なる耐震化を促進するため、建築物耐震改修促進計画に基づき、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策（住宅・建築物安全ストック形成事業）を推進する必要がある。 <p>(家具・機械設備等の転倒防止対策の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○広報紙、防災講話、地域における防災訓練等を通じた家具等の転倒防止対策の啓発について、取組を強化する必要がある。また、企業においても、機械設備・事務機器等の転倒防止対策を促進する必要がある。 <p>(火災に強いまちづくりの推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難・延焼遮断空間の確保と緊急車両の進入を可能とする狭あい道路の解消のため、道路等の公共施設の整備を推進する必要がある。また、建築物の安全性を向上させるため、倒壊・焼失の可能性が高い老朽建築物の更新を促進する必要がある。 ○市街地を中心とした延焼・焼失する建築物が多い地域において、出火防止・初期消火・延焼防止対策及び老朽放置空家対策を推進する必要がある。 ○消火栓、耐震性防火水槽を計画的に整備するとともに、既設の消防水利の維持管理を行う必要がある。 <p>(地域防災力・企業防災力の向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域防災力や企業防災力を向上させるため、校区・自主防災組織等による防災訓練・初期消火訓練や、事業所における防災訓練・消防訓練を充実・強化させる必要がある。 ○地域防災力の維持・向上に必要不可欠である消防団員の入団促進や教育訓練の充実、また、地域の災害活動拠点である消防団車庫や消防団車両等の装備の充実強化を推進する必要がある。 <p>(応急救護所の機能充実等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時における迅速な医療救護活動を実施するため、応急救護所等の機能充実を推進する必要がある。また、応急救護所開設訓練を実施する必要がある。 <p>(指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆住宅の耐震化率 現状値：82.6% (H27) ◆自主防災組織設置率 現状値：87% (H30) ◆住宅用火災警報器設置率 現状値：71% (H30)
<u>リスクシナリオ1-2</u> 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	<p>(不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建築物耐震改修促進計画に基づき、不特定多数の者が利用する大規模建築物や防災上重要な建築物の耐震化を促すため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策（住宅・建築物安全ストック形成事業）を推進する必要がある。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の建築物の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する必要がある。 ○「特定既存耐震不適格建築物（百貨店、集会場、学校など多数の者が利用する一定規模以

	<p>上の建築物)」に該当し、特に大規模で不特定多数の者が利用する建築物「要緊急安全確認大規模建築物」のうち、耐震性が低く、今後の耐震化の対応が未定となっている民間建築物の耐震化（住宅・建築物安全ストック形成事業）を促進する必要がある。</p> <p>(社会福祉施設の耐震化の促進)</p> <p>○昭和56年以前に建設された耐震性の低い社会福祉施設の改修を促進させる必要がある。</p> <p>(災害対応能力の向上)</p> <p>○災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実働訓練等によるオペレーション計画の充実等により、関係機関の災害対応力を向上させる必要がある。</p>
	<p>(指標)</p> <p>◆特定既存耐震不適格建築物数 現状値：220棟（H25）</p>
<u>リスクシナリオ1-3</u> 大規模地震や異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水での多数の死傷者の発生	<p>(河川堤防等の耐震化等の推進)</p> <p>○市の管理する準用河川及び普通河川の河川堤防等の耐震化、老朽化対策等を推進する必要がある。また、国・県の管理する河川においても同様の対策を推進するよう要望していく必要がある。</p> <p>(河川及び排水路の改修の推進)</p> <p>○市の管理する準用河川、普通河川及び排水路での洪水等による災害の防止または軽減を図るため、改修を推進する必要がある。また、国・県の管理する河川においても同様の対策を推進するよう要望していく必要がある。</p> <p>(災害リスクを考慮した土地利用への転換)</p> <p>○人口減少に適応した都市構造への転換を図るために立地適正化計画の作成を進め、「居住誘導区域」の設定にあたっては、災害危険度が高い区域（浸水想定区域・土砂災害特別警戒区域など）の除外について検討する必要がある。</p> <p>(ハザードマップの作成・周知啓発)</p> <p>○最新の洪水浸水想定区域図や浸水予想図が公表された場合、早期に洪水ハザードマップを作成し、住民への周知啓発を行う必要がある。</p> <p>(ハード・ソフトを組み合わせた浸水対策の推進)</p> <p>○大規模水害を未然に防ぐため、河川堤防等の耐震化、洪水調節施設の整備・機能強化等の対策及び貯留施設等の浸水対策施設の整備等の推進にあわせて、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うための洪水及び内水ハザードマップの作成支援、防災情報の高度化、地域水防力の強化等、ハード・ソフトを適切に組み合わせた施策を推進する必要がある。</p> <p>○防災知識を普及させるため、住民、教育機関、企業等へ出前講座を実施する必要がある。</p> <p>(指標)</p> <p>◆雨水排水路の整備（下水道事業） 現状値：1,080m（H30）</p> <p>◆調整池の整備 現状値：2箇所（H30）</p> <p>◆出前講座実施数 現状値：58回（H30）</p>
<u>リスクシナリオ1-4</u> 大規模な土砂災害等による多数の死傷者	<p>(土砂災害対策の推進)</p> <p>○住宅の土砂災害対策改修費やがけ地近接等危険住宅の移転に伴う費用に対し補助等の対策（住宅・建築物安全ストック形成事業）を推進する必要がある。</p>

<p>の発生</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○広域的に同時多発する土砂災害に対しては、人的被害を防止するため、ハード対策として土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設といった土砂災害防止施設の整備を着実に推進する必要がある。 ○土砂災害（特別）警戒区域の指定がなされた地区について、土砂災害の危険性や避難の重要性について周知を図るため、土砂災害ハザードマップの作成・配布を行う必要がある。また、必要に応じ、住民説明会の開催や避難訓練の指導など、住民の防災意識向上策を推進する必要がある。 <p>(農業用ため池・調整池の安全性向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○周辺住民の生命・財産を守るため、農業用ため池や調整池は、老朽化対策や地震対策の必要性に応じ、順次整備を推進する必要がある。 ○地震の発生などにより堤体が決壊した場合に人家等に大きな被害を与えるおそれのある農業用ため池について、周辺住民の防災意識の向上を図るため、ハザードマップの公表を進める必要がある。 <p>(災害リスクを考慮した土地利用への転換)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人口減少に適応した都市構造への転換を図るため立地適正化計画の作成を進め、「居住誘導区域」の設定にあたっては、災害危険度が高い区域（浸水想定区域・土砂災害特別警戒区域など）の除外について検討する必要がある。 <p>(指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆土砂災害ハザードマップ作成箇所数 現状値：市内全域作成済み（H30） ◆農業用ため池の耐震化等の整備 現状値：12箇所（H30）
<p>リスクシナリオ1-5</p> <p>情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生</p>	<p>(情報収集手段の多様化と一元的集約)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時に必要な情報を収集・伝達するための各種防災関係システムの統合化・共通化とその運用体制について検討する必要がある。 <p>(市民への確実な情報の伝達)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民一人ひとりへ迅速・確実に災害情報が伝達できるよう、住民への情報伝達手段として、犬山市あんしんメール、ホームページ、SNS等を整備しているが、犬山市あんしんメールのさらなる普及とともに、情報の一括配信システムを構築するなど、情報通信基盤整備を推進する必要がある。 <p>(適時・適切・確実な情報の発信)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難勧告等の発令については、空振りをおそれず、迅速に出すことを基本とし、住民に対して適時・適切・確実に情報を提供する必要がある。また、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者に対しても避難勧告等の情報が確実に伝達されるよう適切な措置を講ずる必要がある。 <p>(効果的な教育・啓発の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○主体的な避難を促すため、ハザードマップ等による地域の災害リスクの周知など、早期避難につながる効果的な教育・啓発の取組を推進する必要がある。 <p>(指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆犬山市あんしんメール登録者数 現状値：15,789人（H30）

目標2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
<u>リスクシナリオ2-1</u> 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	<p>(物資輸送ルートの確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地震による市民生活への影響を最小限にとどめるため、緊急輸送道路の地震対策、応急救護所・避難所への緊急物資の供給ルート確保など、ライフラインの機能を守る緊急輸送道路及び緊急道路へのネットワークの構築を進める必要がある。 ○災害時に孤立の可能性がある地域等へつながる道路の整備や地震対策を推進するよう要望していく必要がある。 <p>(水道施設の老朽化対策等の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○安全・安心な給水の確保のため、水道施設の老朽化対策と合わせて耐震化を推進する必要がある。 <p>(応急給水体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時において、効率的かつ状況に応じた応急給水活動を実施できるよう、他団体との応援協定を含め、活動方法などを確立する必要がある。 <p>(備蓄の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○家庭内での食料・飲料水等の備蓄量の増強を図るため、防災啓発イベント、消防署による戸別訪問時や自主防災会の訓練・講習会等で啓発などの取組を強化する必要がある。また、企業においても、発災直後から社内での災害対応に備えるため、企業内備蓄について啓発を強化する必要がある。 ○本市の備蓄計画に基づき、避難所への避難者及び避難所外避難者に食料、飲料水等を提供するため、公的備蓄を維持・充実する必要がある。 <p>(物資輸送体制の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地震発生時に救援物資の輸送を迅速かつ効率的に行うため、本市と物流事業者が連携して、食料・物資の確保・配送や救援物資等の受け入れ・配送等について連絡体制を確立するとともに、最適な輸送手段や人員配置について検討を行う必要がある。 <p>(物資調達・受援体制の構築)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○産官民の連携等により、物資調達・受援体制を構築するとともに、多様な関係者が参画する支援物資輸送訓練の実施など、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高める施策を推進する必要がある。 <p>(大規模災害時の広域連携の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大規模災害の発生に伴う救助支援、物資の供給、災害廃棄物処理等について、行政や関係団体及び民間企業の広域的な連携体制や応援体制を構築する必要がある。 <p>(指標)</p> <p>◆非常用食料備蓄目標達成率 現状値：122% (H30)</p>
<u>リスクシナリオ2-2</u> 多数かつ長期にわたる孤立地域の同時発生	<p>(孤立地域等の発生防止)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時に孤立の可能性がある地域等へつながる道路の整備や地震対策を推進するよう要望していく必要がある。 ○山間地帯における受援場所の整備として、ヘリコプター離着陸適地の選定・確保及び整備

	<p>を促進する必要がある。</p>
<u>リスクシナリオ2-3</u> 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	<p>(災害対応の体制・資機材の強化)</p> <p>○消防署所について、犬山市公共施設等総合管理計画に基づき適切に維持管理を行うとともに、時代に合わせた機能強化を引き続き進める必要がある。また、本署は建築から45年が経過し老朽化が進んでいることから、建替、移転について検討をする必要がある。</p> <p>○大規模化、複雑多様化する各種災害に対応するため、犬山市消防整備計画に基づき、消防車両・資機材の計画的な更新、時代の変化・災害想定の変化に合わせた充実強化を進める必要がある。</p> <p>(消防団の災害対応力の強化)</p> <p>○地域防災力の維持・向上に必要不可欠である消防団員の入団促進や教育訓練の充実、また、地域の災害活動拠点である消防団車庫や消防団車両等の装備の充実強化を推進する必要がある。</p> <p>(道路の災害対策の推進)</p> <p>○災害時において、救助・救急、医療活動のためのエネルギーを供給できるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与する緊急輸送道路の地震対策を推進するよう要望していく必要がある。</p>
<u>リスクシナリオ2-4</u> 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	<p>(災害時における燃料の確保)</p> <p>○市役所、消防署所や医療機関等において必要とする非常用発電設備用の石油燃料や緊急車両への燃料を確保するため、石油業協同組合など燃料供給事業者との協定に基づく訓練の実施や検証を行う必要がある。</p> <p>(災害時における電力の確保)</p> <p>○市役所等において、電力の確保対策のため非常用発電設備の維持、強化を進める必要がある。</p> <p>(道路の災害対策の推進)</p> <p>○災害時において、救助・救急、医療活動のためのエネルギーを供給できるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与する緊急輸送道路の地震対策を推進するよう要望していく必要がある。</p>
<u>リスクシナリオ2-5</u> 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生による都市の混乱	<p>(帰宅困難者等支援対策の推進)</p> <p>○犬山駅周辺で発生する帰宅困難者による混乱を避けるため、帰宅困難者等支援計画を策定するとともに、駅周辺関係事業者との連携による支援施設への円滑な受入・誘導体制を構築、定期的な訓練を実施する必要がある。</p> <p>(代替輸送手段の確保等)</p> <p>○大規模災害時において、遠距離を移動する必要がある帰宅困難者の帰宅支援のため、鉄道不通時の代替輸送手段の確保等について、公共交通事業者等と検討する必要がある。</p> <p>(指標) ◆帰宅困難者誘導訓練実施施設数 現状値：3箇所 (H30)</p>
<u>リスクシナリオ2-6</u> 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途	<p>(救急医療施設等の防災・減災機能の強化)</p> <p>○救急医療施設等については、災害時に必要となる医療機能を提供できるように対策を進めるとともに広域災害時における災害医療体制を確保する必要がある。</p> <p>(救命体制の強化)</p>

<p>絶による医療機能の麻痺</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模災害時の対応を考慮し、救急救命士の計画的な養成や補助にあたる救急隊員を含む質の確保を行う必要がある。 (医師会等関係機関との連携強化) ○災害時における医師等医療従事者を確保するため、平常時から医師会等関係機関による災害時医療連絡協議会等を開催し、連携体制を強化する必要がある。 (災害時の医療提供のためのルート確保) ○救援救助、緊急物資輸送等ルートを早期確保し、支援物資物流を確保するため、緊急輸送道路の地震対策や道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を進める必要がある。 (要配慮者の一時的受入体制の整備) ○指定避難所における長期避難生活が困難となる高齢者や障害者などの要配慮者が二次的に避難する場所を確保するため、社会福祉施設等への受入体制の整備を推進する必要がある。 (災害時保健活動の確保) ○発災直後から被災者の救命・救護を始め、感染症予防、慢性疾患の悪化予防、メンタルヘルス対策や生活不活発病の予防など、中長期的な視点を持った被災地での健康支援活動(保健活動)を速やかに展開する体制を整備する必要がある。
<p>リスクシナリオ2-7</p> <p>被災地における疫病・感染症等の大規模発生</p>	<p>(感染症への対応強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時には感染症のまん延(大規模発生)防止対策を指導する職員の不足が想定されることから、保健所支援の下、感染症マニュアルに基づき定期的に訓練を実施する必要がある。 (医療機関等との連携及び活動資機材の整備) ○大規模災害時における疫病、感染症等に対する医療機関及び保健所、消防等との組織的な連携体制を構築し、感染症対応活動資機材の整備を推進する必要がある。 <p>(指標)</p> <p>◆保有感染防止衣数(消防保有数) 現状値: 700組 (H30)</p>

目標3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価結果
<p>リスクシナリオ3-1</p> <p>被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化</p>	<p>(地域における安全活動の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大規模災害の発生後、多数の避難者がいる地域では、住宅侵入盗等の街頭犯罪の多発が懸念されるため、平時より自主防犯団体への支援を実施し、地域における安全活動を強化する必要がある。 <p>(指標)</p> <p>◆自主防犯団体活動の団体数 現状値: 32団体 (H30)</p>
<p>リスクシナリオ3-2</p> <p>行政機関、行政職員等の被災による機能の大幅な低下</p>	<p>(市役所の業務継続力の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「犬山市業務継続計画」等を踏まえ、訓練の実施により実効性の向上を図り、業務継続力を強化する必要がある。 ○大規模災害時における庁舎等の機能を確実に確保するため、庁舎等の耐災害性の強化やバックアップ施設について検討を行う必要がある。

	<p>(防災拠点等の災害対応力の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災拠点として位置付けのある公共施設等については、その防災上の機能及び用途に応じ、想定される地震等に対して、必要な防災対策を着実に推進する必要がある。 ○電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）において、機能維持等に必要不可欠な電力を確保するため、非常用電源の充実や、再生可能エネルギー等の導入を推進する必要がある。 ○非常用電源の地震対策や水害対策を推進する必要がある。 <p>(タイムラインの策定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大型台風等の接近時などの実際の対応について、関係者が情報を共有・連携し、対応を行うための関係者一体型タイムライン（時系列の行動計画）を策定する必要がある。 <p>(道路の防災対策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大規模災害発生時に、行政機関による災害対応活動や職員の参集が可能となるよう、幹線道路のネットワーク化を推進する必要がある。 <p>(大規模災害時における広域連携の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町村間の協調・連携に係る取組を推進する必要がある。
	<p>(指標)</p> <p>◆総合防災訓練の実施数 現状値：33回（H30）</p>

目標4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
<u>リスクシナリオ4-1</u> 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	<p>(情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○電力の供給停止等により、情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、防災情報等を市民へ情報伝達できるよう、情報通信機能の複線化など、情報システムや通信手段の耐災害性の強化、高度化を推進する必要がある。 <p>(道路の地震対策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○電力等の長期供給停止を発生させないように、緊急輸送路を主として幹線道路の無電柱化を推進するよう要望していく必要がある。
<u>リスクシナリオ4-2</u> テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	<p>(多様な情報提供手段の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○観光地や防災拠点等において、災害時にも有効に機能する無料公衆無線LANの整備を推進する必要がある。さらに、大規模災害時には契約キャリアに依存せず、すべての人が公衆無線LANを使えるよう、災害用統一SSID「00000JAPAN」の普及・啓発を進める必要がある。

目標5 大規模自然災害発生後であっても経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
<u>リスクシナリオ5-1</u> 社会経済活動、サブ	<p>(燃料供給ルートの確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○燃料供給ルートを確実に確保し、サプライチェーンを維持するため、緊急輸送道路の地震

ライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	<p>対策等を着実に推進するよう要望する必要がある。</p> <p>○発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関や民間企業との連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を推進する必要がある。</p>
リスクシナリオ5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	<p>(自衛消防力の充実強化)</p> <p>○防災管理を必要とする事業所においては、大規模自然災害等の発生時には、重要な産業施設の損壊や危険物質の爆発等、大きな被害を発生するおそれがあるため、自衛消防隊の災害対応力の充実強化を進める必要がある。</p> <p>(有害物質等の流出防止対策)</p> <p>○市は、被災後、県等関係機関と連携して人の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれのある環境汚染事故の発生状況の把握に努める必要がある。また、当該事故が発生している場合には、汚染状況の把握や、必要に応じて被害の拡大防止のため関係機関への情報提供、事業者への指導等を行う必要がある。</p> <p>○被災の状況に応じ、有害物質による環境汚染の状況について調査し、関係機関へ情報を提供する必要がある。</p>
	(指標) ◆犬山市あんしんメール登録者数 現状値：15,789人（H30）
リスクシナリオ5-3 基幹的交通ネットワークの機能停止	<p>(道路の災害対応力の強化)</p> <p>○地域産業活性化のための産業インフラとして、また災害時におけるライフラインとして機能する幹線道路のネットワーク化を進めるため、幹線市道の整備を進める必要がある。</p> <p>○救助・救援、物資輸送、復旧活動を支える多重性機能を持つ高規格道路網の整備を促進するよう要望する必要がある。</p> <p>○災害時において重要な役割を担う緊急道路等の安全・円滑な交通を確保するため、道路管理者や占用事業者は、路面陥没の未然防止に資する路面下の空洞状況を事前に調査、対策工事を行う必要がある。</p>
	(指標) ◆幹線道路整備の実施距離（富岡荒井線 楽田地区） 現状値：1,000m（H30）
リスクシナリオ5-4 食料等の安定供給の停滞	<p>(物流インフラの災害対応力の強化)</p> <p>○物流インフラの災害対応力の強化に向けて、道路等の耐震対策等とともに、輸送モード相互の連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流のネットワークの構築を推進する必要がある。</p> <p>(農業基盤の確保)</p> <p>○イノシシ等による農作物被害を抑制するため、鳥獣被害対策を推進する必要がある。</p>
	(指標) ◆農業用ため池の耐震化等の整備 現状値：12箇所（H30） ◆農作物被害の防止 現状値：388a（H28）

目標6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
<u>リスクシナリオ6-1</u> 電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・ガスサプライチェーンの機能停止	<p>(電力・ガス等供給の災害対応力強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○電力の長期供給停止を発生させないため、電気設備の自然災害に対する耐性評価等の結果に基づき、発変電所、送電網や電力システムの災害対応力強化及び復旧の迅速化を促す必要がある。 ○災害に備え、耐震性に優れたガス管への計画的な取換えを促進する必要がある。 ○エネルギーの末端供給拠点となるサービスステーション・LPガス充填所等の災害対応力を強化する必要がある。 <p>(石油等燃料確保体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○発災時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油、ガス等の燃料の確保のための協定の締結や円滑な運搬給油のための体制を整備する必要がある。 ○各家庭や避難所、医療施設等において自家発電施設の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する必要がある。 <p>(再生可能エネルギーの利用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○太陽光発電などの再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を推進する必要がある。 <p>(指標)</p> <p>◆市内避難所における発電資機材の備蓄率 現状値：72% (H30)</p>
<u>リスクシナリオ6-2</u> 上水道等の長期間にわたる機能停止	<p>(広域的な応援体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大規模自然災害発生時に対応するため、広域的な応援体制及び関係者（業者含む）との協力体制を確立する必要がある。 <p>(災害時における供給体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ地震等の災害時における供給体制を確立するため、水道管の耐震化や更新を計画的に推進する必要がある。また、県水を含めた応急給水拠点の整備や配水系統間のバックアップ体制の整備により、更なる供給体制の充実に取り組む必要がある。 <p>(指標)</p> <p>◆基幹管路の耐震適合率 現状値：44.9% (H30)</p>
<u>リスクシナリオ6-3</u> 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	<p>(下水道施設の耐災害性の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○発災時に下水管路の最低限の流下能力を確保するため、緊急輸送道路や防災拠点等結ばれている重要性の高い管路について耐震補強を行うとともに、下水道施設の老朽化対策を進める必要がある。 <p>(農業集落排水施設の耐災害性の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農業集落排水施設等の老朽化対策等を推進する必要がある。 <p>(指標)</p> <p>◆下水道（重要管路）の耐震化率 現状値：64.1% (H30)</p>
<u>リスクシナリオ6-4</u> 地域交通ネットワークが分断する事態	<p>(災害時における輸送ルートの機能確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○輸送ルートの確実な確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、緊急輸送道路等の地震対策を推進するよう要望する必要がある。

	<p>○地域産業活性化のための産業インフラとして、また災害時におけるライフラインとして機能する幹線道路のネットワーク化を進めるため、幹線市道の整備を進める必要がある。</p> <p>○救助・救援、物資輸送、復旧活動を支える多重性機能を持つ高規格道路網の整備を促進するよう要望する必要がある。</p> <p>○災害発生時における名古屋鉄道犬山線、小牧線、広見線の乗客の安全確保及び輸送力の維持を図るとともに、交差する一般道路などへの被害防止を図るため、橋梁の耐震化対策を引き年之久を推進する必要がある。</p> <p>○脆弱性を確認するため、主要交通を担う道路の点検を実施するとともに、道路構造の改良や代替路線の選定を進める必要がある。</p> <p>○高齢者、障害者の自立した日常生活及び社会生活の確保の重要性を鑑み、鉄道駅等のバリアフリー化など、公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を引き年之久を推進する必要がある。</p> <p>(道路ネットワークの迅速な再開に向けた体制の強化)</p> <p>○大規模地震発生後、交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供、継続的な訓練など必要な体制整備を推進する必要がある。</p> <p>○大規模自然災害発生時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策等に支障が生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両などの移動を行うなど、緊急車両等通行ルートを早期に確保できるよう情報共有など必要な体制整備を推進する必要がある。</p> <p>○災害時において重要な役割を担う緊急道路等の安全・円滑な交通を確保するため、道路管理者や占用事業者は、路面陥没の未然防止に資する路面下の空洞状況を事前に調査、対策工事を行う必要がある。</p> <p>(緊急輸送道路等沿道の通行障害建築物の耐震化)</p> <p>○緊急輸送道路等沿道の通行障害建築物の耐震化については、建物所有者の努力義務となっているが、個人所有の建築物も多く耐震化促進のために、所有者に対して指導・助言など直接的な啓発を行うとともに、耐震診断、耐震改修の実施を促す支援制度の創設を検討する必要がある。（住宅・建築物安全ストック形成事業）</p> <p>○橋梁やトンネル等の道路施設は、法令に基づく5年に1回の点検を実施し、点検結果に基づき補修を実施する必要がある。</p>
	<p>(指標)</p> <p>◆定期点検結果に基づく橋梁修繕の実施数 現状値：3橋（H30）</p> <p>◆幹線道路整備の実施距離（富岡荒井線 楽田地区） 現状値：1,000m（H30）</p>
<u>リスクシナリオ6-5</u> 避難所の機能不足等 により避難者の生活 に支障が出る事態	<p>(避難所施設の老朽化対策及び耐震化の推進)</p> <p>○避難者の安全な避難生活を確保するため、避難所に指定されている学校施設等の老朽化対策及び内外壁の落下等を防止するための非構造部材等の耐震化を推進する必要がある。</p> <p>(避難所運営体制の整備)</p> <p>○円滑な避難所開設・運営に向けて、避難所要員研修の内容を充実させ、職員の意識及び実践力を向上させる必要がある。また、自治会や自主防災組織等との協力・連携体制を構築し、地域が主体的に避難所の管理運営を行えるよう意識啓発に取り組む必要がある。</p>

	<p>(避難所間での格差防止等)</p> <p>○避難所間での情報格差や到達物資の格差の発生防止策を検討し、他地域で災害が発生した時には、それを参考に本市のB C P やマニュアル等の見直しを行う必要がある。</p> <p>○大規模災害時に想定される指定避難所以外への避難者に対しても、必要な食料や飲料水、生活物資を供給できるよう、適切な場所への分散備蓄について検討する必要がある。</p> <p>(避難所が備えるべき設備の整備)</p> <p>○避難所には、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める必要がある。</p> <p>(避難所備蓄品及び救助用資機材の確保)</p> <p>○避難所の備蓄品及び救助用資機材は、適正な保管状態で備えるとともに、物品等を災害から守るための対策を講じる必要がある。また、災害時にすぐ使用できるよう、避難所要員、施設管理者、地域で資機材の取扱方法等の共有を進める必要がある。</p> <p>(要配慮者等への支援体制の整備)</p> <p>○災害時において避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等が円滑に行えるよう、日頃から避難行動要支援者の把握に努めるとともに地域と連携して支援体制の整備に取り組む必要がある。</p> <p>○要配慮者の避難生活の支援を図るため、必要に応じて受入体制の見直しを検討する必要がある。</p>
	<p>(指標)</p> <p>◆福祉避難所の指定施設数 現状値：15施設（H30）</p>

目標7 制御不能な二次災害を発生させない

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
<u>リスクシナリオ7-1</u> 市街地での大規模火災の発生	<p>(消防・救急活動能力の充実・強化)</p> <p>○大規模地震災害などの過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備とともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する必要がある。また、消防団、自主防災組織の充実強化等、ハード・ソフト対策を組み合わせて横断的に進める必要がある。</p> <p>(火災に強いまちづくりの推進)</p> <p>○避難・延焼遮断空間の確保と緊急車両の進入を可能とする狭い道路の解消のため、道路等の公共施設の整備を推進する必要がある。また、建築物の安全性を向上させるため、倒壊・焼失の可能性が高い老朽建築物の更新を促進する必要がある。</p> <p>○市街地を中心とした延焼・焼失する建築物が多い地域において、出火防止・初期消火・延焼防止対策及び老朽放置空家対策を推進する必要がある。</p> <p>○消火栓、耐震性防火水槽を計画的に整備するとともに、既設の消防水利の維持管理を行う必要がある。</p> <p>○出火対策として、感震ブレーカーの設置を推進し、地域防災力の向上を図る必要がある。</p> <p>(消防団の災害対応力の強化)</p> <p>○地域防災力の維持・向上に必要不可欠である消防団員の入団促進や教育訓練の充実、ま</p>

	<p>た、地域の災害活動拠点である消防団車庫や消防団車両等の装備の充実強化を推進する必要がある。</p> <p>(指標)</p> <p>◆消防水利の基準に基づく消防水利の設置率 現状値：91.6% (H30)</p>
<u>リスクシナリオ7-2</u> 沿線・沿道の建物破壊による直接的な被害及び交通麻痺	<p>(沿道の通行障害建築物の耐震化の促進)</p> <p>○緊急輸送道路等沿道の通行障害建築物の耐震化については、建物所有者の努力義務となっているが、個人所有の建築物も多く耐震化促進のために、所有者に対して指導・助言など直接的な啓発を行うとともに、耐震診断、耐震改修の実施を促す支援制度の創設を検討する必要がある。 (住宅・建築物安全ストック形成事業)</p> <p>(指標)</p> <p>◆特定既存耐震不適格建築物数 現状値：220棟 (H25)</p>
<u>リスクシナリオ7-3</u> ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生	<p>(ため池の防災対策の推進)</p> <p>○周辺住民の生命・財産を守るため、農業用ため池や調整池は、老朽化対策や地震対策の必要性に応じ、順次整備を推進する必要がある。</p> <p>(指標)</p> <p>◆農業用ため池の耐震化等の整備 現状値：12箇所 (H30)</p>
<u>リスクシナリオ7-4</u> 有害物質の大規模拡散・流出	<p>(石綿飛散防止対策の推進)</p> <p>○倒壊建屋等の解体時に適切に石綿（アスベスト）除去作業が行われず、石綿が飛散し市民に健康被害が発生するリスクがあるため、石綿が使用されている建築物・構造物については、平常時において除去することを促す施策（住宅・建築物安全ストック形成事業）を推進する必要がある。</p> <p>○市内で石綿が使用されている建築物を調査し、関係機関において情報共有を進める必要がある。</p> <p>(環境監視体制の整備・強化)</p> <p>○市は、被災後、県等関係機関と連携して人の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれのある環境汚染事故の発生状況の把握に努める必要がある。また、当該事故が発生している場合には、汚染状況の把握や、必要に応じて被害の拡大防止のため関係機関への情報提供、事業者への指導等を行う必要がある。</p> <p>○被災の状況に応じ、有害物質による環境汚染の状況について調査し、関係機関へ情報を提供する必要がある。</p> <p>(特定既存耐震不適格建築物の耐震化の促進)</p> <p>○「特定既存耐震不適格建築物（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物）」の耐震化（住宅・建築物安全ストック形成事業）を促進する必要がある。</p> <p>(指標)</p> <p>◆アスベスト調査補助実施件数 現状値：0件 (R1)</p>
<u>リスクシナリオ7-5</u> 風評被害等による地域経済等への甚大な影響	<p>(的確な情報発信のための体制強化)</p> <p>○災害発生時において、風評被害等に対応するため、マニュアルの作成や情報発信手段の確保など、的確な情報発信のための体制強化を推進する必要がある。</p> <p>(指標)</p> <p>◆犬山市あんしんメール登録者数 現状値：15,789人 (H30)</p>

目標8 大規模自然災害発生後であっても、人口や企業の流出を回避し、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
<u>リスクシナリオ8-1</u> 大量に発生する災害 廃棄物の処理の停滞 により復旧・復興が 大幅に遅れる事態	<p>(災害廃棄物処理計画の実施)</p> <p>○犬山市災害廃棄物処理計画により、組織や協力支援体制、災害廃棄物処理対策等を定めた。発災後には、被災状況を調査し発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、災害廃棄物処理計画を基に災害廃棄物処理実行計画を策定し迅速に災害廃棄物の処理を実施する必要がある。</p> <p>(廃棄物処理施設の災害対応力の強化)</p> <p>○廃棄物処理施設の災害対応力の強化として、廃棄物の広域的な処理体制を整備するとともに、災害発生時に施設の再稼働に必要な資材や機材の用意及び設備の構築をする必要がある。</p> <p>(災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理)</p> <p>○P C B や石綿、フロンなど、災害廃棄物に含まれる有害物質等による二次災害を防止するため、有害物質等の適正な処理について事業者への指導を行い周知徹底する必要がある。</p>
<u>リスクシナリオ8-2</u> 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、労働者、地域に精通した技術者等）や物資等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	<p>(災害ボランティアの円滑な受入・活動体制の構築)</p> <p>○災害ボランティアセンターの運営を担う災害ボランティアコーディネーターを増やすため、講座修了生を対象としたレベルアップ講座や総合防災訓練への参加を呼びかけ、災害ボランティアコーディネーター一人ひとりの質の向上に努める必要がある。</p> <p>○本市と社会福祉協議会において、災害ボランティアセンター設営時の役割分担を確認し、情報共有を行う必要がある。</p> <p>○災害時には、災害ボランティアコーディネーターと災害時通訳ボランティアとの協力が不可欠であり、相互の協力関係を築くとともに、円滑に行動ができるよう、訓練を繰り返し行う必要がある。</p> <p>(復旧・復興を担う人材等の定住等)</p> <p>○復旧・復興を担う人材等が、地域に密着し、定住することができるよう、地域への定住の促進に資する広域的な取組を推進する必要がある。</p> <p>(地方行政機関等の体制・施設の強化)</p> <p>○大規模自然災害時に、復旧・復興を先導する行政職員等の施設の被災による機能の大幅な低下を回避すべく、体制・施設の強化を推進する必要がある。</p> <p>(事前復旧・復興体制の強化)</p> <p>○本市の実情に応じた行動手順書などを整理した復興都市計画行動手順書を作成し、その検証等を行う必要がある。</p> <p>○大規模自然災害が発生した場合に、迅速かつ円滑に復興できるよう、県と復興計画や体制を検討する取組を進めていく必要がある。また、災害時の被害の低減や復興の迅速化・円滑化に向けた地域住民と協働する取組を県と連携して推進する必要がある。</p>
<p>(指標)</p> <p>◆防災人材育成講座 開講数 現状値：0回 (H30)</p>	

<p><u>リスクシナリオ8-3</u></p> <p>地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p>	<p>(防災コミュニティの推進)</p> <p>○地域で率先して防災活動の実施、避難活動を促す「防災人材」の養成を行っている。自主防災活動の活性化の一助となることを期待し、継続して計画的に「防災人材」を養成する必要がある。また、児童・学校・自治会が連携した地域における防災活動を推進する必要がある。</p> <p>○住民主体の実践的な防災訓練を自ら企画・運営する中で防災コミュニティの醸成を図る取組を推進する必要がある。</p> <p>(指標)</p> <p>◆防災人材育成講座 開講数 現状値：0回 (H30)</p>
<p><u>リスクシナリオ8-4</u></p> <p>基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p>	<p>(幹線道路のネットワーク化の推進)</p> <p>○地域産業活性化のための産業インフラとして、また災害時におけるライフラインとして機能する幹線道路のネットワーク化を進めるため、幹線市道の整備を進める必要がある。</p> <p>○救助・救援、物資輸送、復旧活動を支える多重性機能を持つ高規格道路網の整備を促進するため要望する必要がある。</p> <p>(幹線交通分断対策の推進)</p> <p>○地震や洪水等の浸水想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクの想定とともに対策の検討を進める必要がある。</p>
<p><u>リスクシナリオ8-5</u></p> <p>被災者の住居確保等の遅延により生活再建が遅れる事態</p>	<p>(罹災証明書の迅速な発行)</p> <p>○罹災証明書発行業務の迅速性と的確性の確保に向け、従事者全員を対象とする研修や住家の被害認定調査業務実務研修の実施に取り組む必要がある。</p> <p>(早急な住宅確保に向けた取組)</p> <p>○被災住宅の応急修理について県のマニュアルに基づき申請受付業務等を行う必要がある。</p> <p>○愛知県被災建築物応急危険度判定要綱等に基づき、市の災害対策本部が応急危険度判定の実施を宣言した場合、判定コーディネーターとして業務を行う必要がある。</p> <p>○応急仮設住宅建設マニュアルの整備及び建設候補地の台帳の更新を行う必要がある。また、県のマニュアル作成に合わせ、民間借上住宅の提供に係るマニュアル及び体制の整備を行う必要がある。</p> <p>(事前復旧・復興体制の強化)</p> <p>○本市の実情に応じた行動手順書などを整理した復興都市計画行動手順書を作成し、その検証等を行う必要がある。</p> <p>○大規模自然災害が発生した場合に、迅速かつ円滑に復興できるよう、県と復興計画や体制を検討する取組を進めていく必要がある。また、災害時の被害の低減や復興の迅速化・円滑化に向けた地域住民と協働する取組を県と連携して推進する必要がある。</p> <p>(指標)</p> <p>◆応急仮設住宅コーディネーター講習会受講者数 現状値：5人 (H30)</p>

2 施策分野ごとの脆弱性評価結果

(1) 個別施策分野

分野	脆弱性評価結果
①行政機能／消防等	<p>■行政機能</p> <p>(市役所の業務継続力の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本市の備蓄計画に基づき、避難所への避難者及び避難所外避難者に食料、飲料水等を提供するため、公的備蓄を維持・充実する必要がある。【2-1】 ○「犬山市業務継続計画」等を踏まえ、訓練の実施により実効性の向上を図り、業務継続力を強化する必要がある。【3-2】 ○避難所間での情報格差や到達物資の格差の発生防止策を検討し、他地域で災害が発生した時には、それを参考に本市のBCPやマニュアル等の見直しを行う必要がある。【6-5】 <p>(防災拠点施設の機能強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市役所等において、電力の確保対策のため非常用発電設備の維持、強化を進める必要がある。【2-4】 ○大規模災害時における庁舎等の機能を確実に確保するため、庁舎等の耐災害性の強化やバックアップ施設について検討を行う必要がある。【3-2】 ○大規模自然災害時に、復旧・復興を先導する行政職員等の施設の被災による機能の大幅な低下を回避すべく、体制・施設の強化を推進する必要がある。【8-2】 <p>(早急な生活再建に向けた体制整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○罹災証明書発行業務の迅速性と的確性の確保に向け、従事者全員を対象とする研修や住家の被害認定調査業務実務研修の実施に取り組む必要がある。【8-5】 ○被災住宅の応急修理について県のマニュアルに基づき申請受付業務等を行う必要がある。【8-5】 ○愛知県被災建築物応急危険度判定要綱等に基づき、市の災害対策本部が応急危険度判定の実施を宣言した場合、判定コーディネーターとして業務を行う必要がある。【8-5】 ○応急仮設住宅建設マニュアルの整備及び建設候補地の台帳の更新を行う必要がある。また、県のマニュアル作成に合わせ、民間借上住宅の提供に係るマニュアル及び体制の整備を行う必要がある。【8-5】 <p>■消防機能等</p> <p>(災害対応装備資機材等の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大規模化、複雑多様化する各種災害に対応するため、犬山市消防整備計画に基づき、消防車両・資機材の計画的な更新、時代の変化・災害想定の変化に合わせた充実強化を進める必要がある。【2-3】 <p>(消防団の災害対応力の強化等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域防災力の維持・向上に必要不可欠である消防団員の入団促進や教育訓練の充実、また、地域の災害活動拠点である消防団車庫や消防団車両等の装備の充実強化を推進する必要がある。【2-3】【7-1】
②住宅・都市	<p>(耐震化の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住宅・建築物の更なる耐震化を促進するため、建築物耐震改修促進計画に基づき、耐震化

	<p>の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策（住宅・建築物安全ストック形成事業）を推進する必要がある。【1-1】</p> <p>○建築物耐震改修促進計画に基づき、不特定多数の者が利用する大規模建築物や防災上重要な建築物の耐震化を促すため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策（住宅・建築物安全ストック形成事業）を推進する必要がある。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の建築物の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する必要がある。</p> <p>【1-2】</p> <p>○「特定既存耐震不適格建築物（百貨店、集会場、学校など多数の者が利用する一定規模以上の建築物）」に該当し、特に大規模で不特定多数の者が利用する建築物「要緊急安全確認大規模建築物」のうち、耐震性が低く、今後の耐震化の対応が未定となっている民間建築物の耐震化（住宅・建築物安全ストック形成事業）を促進する必要がある。</p> <p>【1-2】</p> <p>○緊急輸送道路等沿道の通行障害建築物の耐震化については、建物所有者の努力義務となっているが、個人所有の建築物も多く耐震化促進のために、所有者に対して指導・助言など直接的な啓発を行うとともに、耐震診断、耐震改修の実施を促す支援制度の創設を検討する必要がある。（住宅・建築物安全ストック形成事業）【6-4】【7-2】</p> <p>○「特定既存耐震不適格建築物（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物）」の耐震化（住宅・建築物安全ストック形成事業）を促進する必要がある。【7-4】</p> <p>(家具・機械設備等の転倒防止対策の促進)</p> <p>○広報紙、防災講話、地域における防災訓練等を通じた家具等の転倒防止対策の啓発について、取組を強化する必要がある。また、企業においても、機械設備・事務機器等の転倒防止対策を促進する必要がある。【1-1】</p> <p>(火災に強いまちづくりの推進)</p> <p>○避難・延焼遮断空間の確保と緊急車両の進入を可能とする狭い道路の解消のため、道路等の公共施設の整備を推進する必要がある。また、建築物の安全性を向上させるため、倒壊・焼失の可能性が高い老朽建築物の更新を促進する必要がある。【1-1】【7-1】</p> <p>○市街地を中心とした延焼・焼失する建築物が多い地域において、出火防止・初期消火・延焼防止対策及び老朽放置空家対策を推進する必要がある。【1-1】【7-1】</p> <p>(水道施設の老朽化対策等の推進)</p> <p>○安全・安心な給水の確保のため、水道施設の老朽化対策と合わせて耐震化を推進する必要がある。【2-1】</p> <p>(避難所施設の老朽化対策及び耐震化の推進)</p> <p>○避難者の安全な避難生活を確保するため、避難所に指定されている学校施設等の老朽化対策及び内外壁の落下等を防止するための非構造部材等の耐震化を推進する必要がある。</p> <p>【6-5】</p> <p>(事前復旧・復興体制の強化)</p> <p>○本市の実情に応じた行動手順書などを整理した復興都市計画行動手順書を作成し、その検証等を行う必要がある。【8-2】【8-5】</p> <p>○大規模自然災害が発生した場合に、迅速かつ円滑に復興できるよう、県と復興計画や体制を検討する取組を進めていく必要がある。また、災害時の被害の低減や復興の迅速化・円</p>
--	---

	<p>滑化に向けた地域住民と協働する取組を県と連携して推進する必要がある。</p> <p>【8-2】 【8-5】</p> <p>(帰宅困難者等支援対策の推進)</p> <p>○犬山駅周辺で発生する帰宅困難者による混乱を避けるため、帰宅困難者等支援計画を策定するとともに、駅周辺関係事業者との連携による支援施設への円滑な受入・誘導体制を構築、定期的な訓練を実施する必要がある。【2-5】</p>
③保健医療・福祉	<p>(救急医療施設等の防災・減災機能の強化)</p> <p>○救急医療施設等については、災害時に必要となる医療機能を提供できるように対策を進めるとともに広域災害時における災害医療体制を確保する必要がある。【2-6】</p> <p>(応急救護所の機能充実等)</p> <p>○災害時における迅速な医療救護活動を実施するため、応急救護所等の機能充実を推進する必要がある。また、応急救護所開設訓練を実施する必要がある。【1-1】</p> <p>(感染症への対応強化)</p> <p>○災害時には感染症のまん延（大規模発生）防止対策を指導する職員の不足が想定されることから、保健所支援の下、感染症マニュアルに基づき定期的に訓練を実施する必要がある。【2-7】</p> <p>○大規模災害時における疫病、感染症等に対する医療機関及び保健所、消防等との組織的な連携体制を構築し、感染症対応活動資機材の整備を推進する必要がある。【2-7】</p> <p>(医師会等関係機関との連携強化)</p> <p>○災害時における医師等医療従事者を確保するため、平常時から医師会等関係機関による災害時医療連絡協議会等を開催し、連携体制を強化する必要がある。【2-6】</p> <p>(災害時保健活動の確保)</p> <p>○発災直後から被災者の救命・救護を始め、感染症予防、慢性疾患の悪化予防、メンタルヘルス対策や生活不活発病の予防など、中長期的な視点を持った被災地での健康支援活動（保健活動）を速やかに展開する体制を整備する必要がある。【2-6】</p> <p>(要配慮者等への支援体制の整備)</p> <p>○災害時において避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等が円滑に行えるよう、日頃から避難行動要支援者の把握に努めるとともに地域と連携して支援体制の整備に取り組む必要がある。【6-5】</p> <p>○要配慮者の避難生活の支援を図るため、必要に応じて受入体制の見直しを検討する必要がある。【6-5】</p> <p>(社会福祉施設の耐震化)</p> <p>○昭和56年以前に建設された耐震性の低い社会福祉施設の改修を促進させる必要がある。【1-2】</p>
④エネルギー	<p>(エネルギーの確保対策の促進)</p> <p>○エネルギーの末端供給拠点となるサービスステーション・LPガス充填所等の災害対応力を強化する必要がある。【6-1】</p> <p>○各家庭や避難所、医療施設等において自家発電施設の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する必要がある。【6-1】</p> <p>(民間事業者との連携による燃料の確保)</p>

	<p>○発災時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油、ガス等の燃料の確保のための協定の締結や円滑な運搬給油のための体制を整備する必要がある。【6-1】</p> <p>(再生可能エネルギーの利用)</p> <p>○太陽光発電などの再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を推進する必要がある。【6-1】</p> <p>(ガス管の耐震性向上)</p> <p>○災害に備え、耐震性に優れたガス管への計画的な取換えを促進する必要がある。【6-1】</p>
⑤情報通信	<p>(情報収集手段の多様化と一元的集約)</p> <p>○災害時に必要な情報を収集・伝達するための各種防災関係システムの統合化・共通化とその運用体制について検討する必要がある。【1-5】</p> <p>(市民への確実な情報の伝達)</p> <p>○市民一人ひとりへ迅速・確実に災害情報が伝達できるよう、住民への情報伝達手段として、犬山市あんしんメール、ホームページ、SNS等を整備しているが、犬山市あんしんメールのさらなる普及とともに、情報の一括配信システムを構築するなど、情報通信基盤整備を推進する必要がある。【1-5】</p> <p>(多様な情報提供手段の確保)</p> <p>○観光地や防災拠点等において、災害時にも有効に機能する無料公衆無線LANの整備を推進する必要がある。さらに、大規模災害時には契約キャリアに依存せず、すべての人が公衆無線LANを使えるよう、災害用統一SSID「00000JAPAN」の普及・啓発を進める必要がある。【4-2】</p> <p>(適時・適切・確実な情報の発信)</p> <p>○避難勧告等の発令については、空振りをおそれず、迅速に出すことを基本とし、住民に対して適時・適切・確実に情報を提供する必要がある。また、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者に対しても避難勧告等の情報が確実に伝達されるよう適切な措置を講ずる必要がある。【1-5】</p> <p>(情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等)</p> <p>○電力の供給停止等により、情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、防災情報等を市民へ情報伝達できるよう、情報通信機能の複線化など、情報システムや通信手段の耐災害性の強化、高度化を推進する必要がある。【4-1】</p> <p>(的確な情報発信のための体制強化)</p> <p>○災害発生時において、風評被害等に対応するため、マニュアルの作成や情報発信手段の確保など、的確な情報発信のための体制強化を推進する必要がある。【7-5】</p>
⑥産業・経済	<p>(自衛消防力の充実強化)</p> <p>○防災管理を必要とする事業所においては、大規模自然災害等の発生時には、重要な産業施設の損壊や危険物質の爆発等、大きな被害を発生するおそれがあるため、自衛消防隊の災害対応力の充実強化を進める必要がある。【5-2】</p> <p>(有害物質等の流出防止対策)</p> <p>○市は、被災後、県等関係機関と連携して人の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれのある環境汚染事故の発生状況の把握に努める必要がある。また、当該事故が発生している場</p>

	合には、汚染状況の把握や、必要に応じて被害の拡大防止のため関係機関への情報提供、事業者への指導等を行う必要がある。【5-2】
⑦交通・物流	<p>(物資等供給ルートの確保)</p> <p>○地震による市民生活への影響を最小限にとどめるため、緊急輸送道路の地震対策、応急救護所・避難所への緊急物資の供給ルート確保など、ライフラインの機能を守り、緊急輸送道路及び緊急道路へのネットワークの構築を進める必要がある。【2-1】</p> <p>○地域産業活性化のための産業インフラとして、また災害時におけるライフラインとして機能する幹線道路のネットワーク化を進めるため、幹線市道の整備を進める必要がある。</p> <p>【5-3】 【6-4】 【8-4】</p> <p>○救助・救援、物資輸送、復旧活動を支える多重性機能を持つ高規格道路網の整備を促進する必要がある。【5-3】 【6-4】 【8-4】</p> <p>○大規模自然災害発生時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策等に支障が生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両などの移動を行うなど、緊急車両等通行ルートを早期に確保できるよう情報共有など必要な体制整備を推進する必要がある。【6-4】</p> <p>(緊急道路等の路面陥没対策)</p> <p>○災害時において重要な役割を担う緊急道路等の安全・円滑な交通を確保するため、道路管理者や占用事業者は、路面陥没の未然防止に資する路面下の空洞状況を事前に調査、対策工事を行う必要がある。【5-3】 【6-4】</p> <p>(孤立の可能性がある地域へつながる道路整備の推進)</p> <p>○災害時に孤立の可能性がある地域等へつながる道路の整備や地震対策を推進するよう要望していく必要がある。【2-1】 【2-2】</p> <p>(公共交通機関の安全確保・利便性の向上)</p> <p>○災害発生時における名古屋鉄道犬山線、小牧線、広見線の乗客の安全確保及び輸送力の維持を図るとともに、交差する一般道路などへの被害防止を図るため、橋梁の耐震化対策を引き続き推進する必要がある。【6-4】</p> <p>○高齢者、障害者の自立した日常生活及び社会生活の確保の重要性を鑑み、鉄道駅等のバリアフリー化など、公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を引き続き推進する必要がある。【6-4】</p> <p>(幹線交通分断対策の推進)</p> <p>○地震や洪水等の浸水想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクの想定とともに対策の検討を進める必要がある。【8-4】</p> <p>(緊急輸送道路等の地震対策の推進)</p> <p>○輸送ルートの確実な確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、緊急輸送道路等の地震対策を推進するよう要望する必要がある。【6-4】</p>
⑧農林水産	(災害時における食料確保対策の強化)
	<p>○家庭内の食料・飲料水等の備蓄量の増強を図るため、防災啓発イベント、消防署による戸別訪問時や自主防災会の訓練・講習会等で啓発などの取組を強化する必要がある。また、企業においても、発災直後から社内での災害対応に備えるため、企業内備蓄について啓発を強化する必要がある。【2-1】</p>

	<p>(農業用ため池・調整池の安全性向上)</p> <p>○周辺住民の生命・財産を守るため、農業用ため池や調整池は、老朽化対策や地震対策の必要性に応じ、順次整備を推進する必要がある。【1-4】 【7-3】</p> <p>○地震の発生などにより堤体が決壊した場合に人家等に大きな被害を与えるおそれのある農業用ため池について、周辺住民の防災意識の向上を図るために、ハザードマップの公表を進める必要がある。【1-4】</p> <p>(農業基盤の確保)</p> <p>○イノシシ等による農作物被害を抑制するため、鳥獣被害対策を推進する必要がある。</p> <p>【5-4】</p>
⑨地域保全	<p>(河川堤防等の耐震化等の推進)</p> <p>○市の管理する準用河川及び普通河川の河川堤防等の耐震化、老朽化対策等を推進する必要がある。また、国・県の管理する河川においても同様の対策を推進するよう要望していく必要がある。【1-3】</p> <p>(土砂災害対策の推進)</p> <p>○住宅の土砂災害対策改修費や掛け地近接等危険住宅の移転に伴う費用に対し補助等の対策（住宅・建築物安全ストック形成事業）を推進する必要がある。【1-4】</p> <p>○広域的に同時多発する土砂災害に対しては、人的被害を防止するため、ハード対策として土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設といった土砂災害防止施設の整備を着実に推進する必要がある。【1-4】</p> <p>○土砂災害（特別）警戒区域の指定がなされた地区について、土砂災害の危険性や避難の重要性について周知を図るため、土砂災害ハザードマップの作成・配布を行う必要がある。また、必要に応じ、住民説明会の開催や避難訓練の指導など、住民の防災意識向上策を推進する必要がある。【1-4】</p>
⑩環境	<p>(災害廃棄物処理計画の実施)</p> <p>○犬山市災害廃棄物処理計画により、組織や協力支援体制、災害廃棄物処理対策等を定めた。発災後には、被災状況を調査し発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、災害廃棄物処理計画を基に災害廃棄物処理実行計画を策定し迅速に災害廃棄物の処理を実施する必要がある。【8-1】</p> <p>(有害物質等の流出防止対策等の促進)</p> <p>○市は、被災後、県等関係機関と連携して人の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれのある環境汚染事故の発生状況の把握に努める必要がある。また、当該事故が発生している場合には、汚染状況の把握や、必要に応じて被害の拡大防止のため関係機関への情報提供、事業者への指導等を行う必要がある。【5-2】</p> <p>○被災の状況に応じ、有害物質による環境汚染の状況について調査し、関係機関へ情報を提供する必要がある。【5-2】</p> <p>○P C B や石綿、フロンなど、災害廃棄物に含まれる有害物質等による二次災害を防止するため、有害物質等の適正な処理について事業者への指導を行い周知徹底する必要がある。【8-1】</p> <p>(廃棄物処理施設の災害対応力の強化)</p> <p>○廃棄物処理施設の災害対応力の強化として、廃棄物の広域的な処理体制を整備するととも</p>

	に、災害発生時に施設の再稼働に必要な資材や機材の用意及び設備の構築をする必要がある。【8-1】
⑪土地利用	(災害リスクを考慮した土地利用への転換) ○人口減少に適応した都市構造への転換を図るため立地適正化計画の作成を進め、「居住誘導区域」の設定にあたっては、災害危険度が高い区域（浸水想定区域・土砂災害特別警戒区域など）の除外について検討する必要がある。【1-3】【1-4】

(2) 横断的分野

分野	脆弱性評価結果
①リスクコミュニケーション	(地域防災力・企業防災力の向上) ○広報紙、防災講話、地域における防災訓練等を通じた家具等の転倒防止対策について取組を強化する必要がある。また、企業においても、機械設備・事務機器等の転倒防止対策を促進する必要がある。【1-1】 ○地域防災力や企業防災力を向上させるため、校区・自主防災組織等による防災訓練・初期消火訓練や、事業所における防災訓練・消防訓練を充実・強化させる必要がある。 【1-1】 ○家庭内での食料・飲料水等の備蓄量の増強を図るため、防災啓発イベント、消防署による戸別訪問時や自主防災会の訓練・講習会等で啓発などの取組を強化する必要がある。また、企業においても、発災直後から社内での災害対応に備えるため、企業内備蓄について啓発を強化する必要がある。【2-1】 ○住民主体の実践的な防災訓練を自ら企画・運営する中で防災コミュニティの醸成を図る取組を推進する必要がある。【8-3】 (人材の育成) ○「犬山市業務継続計画」等を踏まえ、訓練の実施により実効性の向上を図り、業務継続力を強化する必要がある。【3-2】 ○円滑な避難所開設・運営に向けて、避難所要員研修の内容を充実させ、職員の意識及び実践力を向上させる必要がある。また、自治会や自主防災組織等との協力・連携体制を構築し、地域が主体的に避難所の管理運営を行えるよう意識啓発に取り組む必要がある。 【6-5】 ○災害ボランティアセンターの運営を担う災害ボランティアコーディネーターを増やすため、講座修了生を対象としたレベルアップ講座や総合防災訓練への参加を呼びかけ、災害ボランティアコーディネーター一人ひとりの質の向上に努める必要がある。【8-2】 ○本市と社会福祉協議会において、災害ボランティアセンター設営時の役割分担を確認し、情報共有を行う必要がある。【8-2】 ○災害時には、災害ボランティアコーディネーターと災害時通訳ボランティアとの協力が不可欠であり、相互の協力関係を築くとともに、円滑に行動ができるよう、訓練を繰り返し行う必要がある。【8-2】 ○地域で率先して防災活動の実施、避難活動を促す「防災人材」の養成を行っている。自主防災活動の活性化の一助となることを期待し、継続して計画的に「防災人材」を養成する必要がある。また、児童・学校・自治会が連携した地域における防災活動を推進する必要がある。【8-3】

	<p>(効果的な教育・啓発等の推進)</p> <p>○最新の洪水浸水想定区域図や浸水予想図が公表された場合、早期に洪水ハザードマップを作成し、住民への周知啓発を行う必要がある。【1-3】</p> <p>○防災知識を普及させるため、住民、教育機関、企業等へ出前講座を実施する必要がある。</p> <p>【1-3】</p> <p>○円滑な避難所開設・運営に向けて、避難所要員研修の内容を充実させ、職員の意識及び実践力を向上させる必要がある。また、自治会や自主防災組織等との協力・連携体制を構築し、地域が主体的に避難所の管理運営を行えるよう意識啓発に取り組む必要がある。</p> <p>【6-5】</p> <p>(避難所間での格差防止等)</p> <p>○避難所間での情報格差や到達物資の格差の発生防止策を検討し、他地域で災害が発生した時には、それを参考に本市のBCPやマニュアル等の見直しを行う必要がある。【6-5】</p> <p>(復旧・復興を担う人材等の定住等)</p> <p>○復旧・復興を担う人材等が、地域に密着し、定住することができるよう、地域への定住の促進に資する広域的な取組を推進する必要がある。【8-2】</p>
②老朽化対策	<p>(消防施設の老朽化対策)</p> <p>○消防署所について、犬山市公共施設等総合管理計画に基づき適切に維持管理を行うとともに、時代に合わせた機能強化を引き続き進める必要がある。また、本署は建築から45年が経過し老朽化が進んでいることから、建替、移転について検討をする必要がある。</p> <p>【2-3】</p> <p>○消火栓、耐震性防火水槽を計画的に整備するとともに、既設の消防水利の維持管理を行う必要がある。【7-1】</p> <p>(非構造部材の耐震化の推進)</p> <p>○避難者の安全な避難生活を確保するため、避難所に指定されている学校施設等の老朽化対策及び内外壁の落下等を防止するための非構造部材等の耐震化を推進する必要がある。</p> <p>【6-5】</p> <p>(道路施設の老朽化対策)</p> <p>○橋梁やトンネル等の道路施設は、法令に基づく5年に1回の点検を実施し、点検結果に基づき補修を実施する必要がある。【6-4】</p> <p>(水道施設の老朽化対策等の推進)</p> <p>○安全・安心な給水の確保のため、水道施設の老朽化対策と合わせて耐震化を推進する必要がある。【2-1】</p> <p>(下水道施設の老朽化対策)</p> <p>○発災時に下水管路の最低限の流下能力を確保するため、緊急輸送道路や防災拠点等結ばれている重要性の高い管路について耐震補強を行うとともに、下水道施設の老朽化対策を進める必要がある。【6-3】</p> <p>(農業集落排水施設の老朽化対策)</p> <p>○農業集落排水施設等の老朽化対策等を推進する必要がある。【6-3】</p> <p>(ため池等の老朽化対策)</p> <p>○周辺住民の生命・財産を守るため、農業用ため池や調整池は、老朽化対策や地震対策の必</p>

	要性に応じ、順次整備を推進する必要がある。【7-3】
③産官民・広域連携	<p>(物資調達・受援体制の構築)</p> <p>○産官民の連携等により、物資調達・受援体制を構築するとともに、多様な関係者が参画する支援物資輸送訓練の実施など、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高める施策を推進する必要がある。【2-1】</p> <p>(大規模災害時の広域連携の推進)</p> <p>○大規模災害の発生に伴う救助支援、物資の供給、災害廃棄物処理等について、行政や関係団体及び民間企業の広域的な連携体制や応援体制を構築する必要がある。【2-1】</p>

犬山市国土強靭化地域計画

令和2年10月

犬山市 市民部 防災交通課

〒484-8501 犬山市大字犬山字東畠 36 番地

TEL : 0568-44-0346 FAX : 0568-44-0367

E-mail:010400@city.inuyama.lg.jp